

平成30年 第1回定例会  
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成30年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成30年3月12日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	課長補佐	細田浩子
--------	------	------	------

説明のため出席した者

総務部長	荒木重臣		
(総務課)			
課長	山本昭彦	課長補佐	中村元則
課長補佐	小川貴弘	主事	市川雄也
(契約管財課)			
課長	井川勝信	課長補佐	中尾盛雄
主事	久保竜太		
(地域安全課)			
課長	山口功	課長補佐	永野英明
係長	朝居健太郎	係長	山口亮
(秘書広報課)			
課長	青田浩二	係長	浦川真
(情報管理室)			
室長	堀池英二	室長補佐	大山康彦
企画財政部長	久保平敏弘		
(税務課)			
課長	荒木秀一	課長補佐	山崎昇

係 長 久原和彦  
(政策企画課)

課 長 荒木隆  
係 長 尾田光洋  
(財政課)

課 長 田中一之

住民福祉部長  
(住民環境課)

課 長 栗山浩二  
課 長 補 佐 小林純子  
係 長 池田麻夢  
(福祉課)

課 長 細田愛二  
係 長 江口美和子  
係 長 原雅美

健康保険部長  
(健康保険課)

課 長 志田純子  
課 長 補 佐 藤崎隆行  
(介護保険課)

課 長 辻田正行  
係 長 島典明

建設産業部長  
(都市計画課)

課 長 補 佐 前田将範  
主 査 山口和樹  
(土木管理課)

課 長 日名子達也  
係 長 山下泰明  
(産業振興課)

課 長 中嶋敏純  
課 長 補 佐 川内佳代子  
主 事 木村優惟

課 長 補 佐 福本美也子

課 長 補 佐 木須紀彦

課 長 補 佐 久松勝  
係 長 長谷裕志

課 長 補 佐 山口聡一朗  
係 長 山本洋佑

課 長 補 佐 中村宰子  
係 長 松田祐貴

課 長 補 佐 森内秀朋  
主 任 永美将太郎

建設産業部理事 松邨清茂

係 長 山本公司

課 長 補 佐 田中廣幸  
係 長 濱中章

課 長 補 佐 畑中隆徳  
主 任 神崎勇典

議会事務局長 谷 本 圭 介

(議事課)

課 長 富 永 正 彦

本日の委員会に付した案件

- 議案第 4号 長与町防災会議条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10号 長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 23号 平成29年度長与町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第 29号 平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算

開 会 9時30分

散 会 17時00分

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは時間がまいりましたので、皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開催いたします。

産業厚生常任委員会からの申し入れがありまして、請願の審査日を16日に延ばしたいという相談がありましたので、14日を16日に延ばして、14日は13時から開会、16日14時から開会をするということの申し出がありました。よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

確認をしたいと思います。それでは、そのように日程変更したいと思います。

それでは、平成30年第1回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました、議案第4号長与町防災会議条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

山口地域安全課長。

**○地域安全課長（山口功君）**

皆様おはようございます。平成30年第1回長与町議会定例会提出議案第4号の地域安全課所管分について御説明させていただきます。議案第4号は長与町防災会議条例の一部を改正する条例でございます。近年の多様化する災害発生状況を勘案し、専門的知見を有する有識者を防災会議委員として構成することにより、本町の防災体制のさらなる強化を図るために第3条第5項に次の一部を加える。（10）前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で町長が必要と認める者、第3条第6項中「20人以内」を「24人以内」に改めるとするものでございます。御審査のほどよろしく申し上げます。なお、新旧対照表並びに長与町防災会議条例の資料を提出させていただいております。

以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

この追加される前号に掲げる者のほかということで、どういう方が想定されるのかというところで、他の自治体は医療関係の方とか、詳しくは補助犬インストラクターとか、放送機関係関係みたいな、そういう方たちが含まれていたりするんですけども、本町の場合どういう方を想定されてるのでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

山口係長。

**○係長（山口亮君）**

お答えいたします。まず現在の防災会議委員のメンバーについて、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。長崎振興局長、時津警察署署長、長崎市北消防署署長、

長崎県西彼福祉事務所所長、N T Tフィールドテクノ長崎営業所所長、九州電力長崎配電事業所所長、長与郵便局局長、長与町消防団団長、長与町自治会長会会長、長与町自主防災組織連絡協議会会長、一般社団法人西彼杵医師会会長、陸上自衛隊第16普通科連隊第2中隊長、それに加え、長与町内の町長、副町長、教育長、各部長が現在メンバーとなっております。そして、今回追加で考えているのが、長与町社会福祉協議会の事務局長、長与町民生委員児童委員協議会の会長、また、長与町の教育次長もメンバーとして今年までは入っておりませんでしたので、その3名の追加を想定しております。

以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

この防災会議のメンバーを増員する場合、女性委員としてきちんと加えるというか、そういうふうな自治体の方が多いかと思ひまして。前回、このことで質問したときに、たまたまメンバーの中に女性がいるからということではありましたが、やはり男女共同参画の点からも女性委員ということで、きちんと女性を入れる。そういう視点でのメンバー構成というのが必要じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

山口係長。

**○地域安全課長（山口功君）**

お答えいたします。おっしゃるように、他の自治体では婦人部長とかをメンバーの構成員として入れてる所もございます。長与町の場合は婦人部長というのがおりませんので、現在メンバーとしては入れておりません。ただ、おっしゃるように女性の視点というのが防災では非常に重要になってまいりますので、その辺りは今後検討させていただきたいと思ひます。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

提案理由の説明の中で多様化する災害発生状況を勘案して、今回新たに専門的知見を有する有識者を増員するという形だと思うんですが、端的に多様化する災害発生状況、ここの部分とそれにどういう形で対応して、今のような方々が新たに加わったのかというところを御説明をいただきたいというふうに思ひます。

**○委員長（岩永政則委員）**

山口係長。

**○係長（山口亮君）**

お答えいたします。まず、社会福祉協議会を今回追加しようとした経緯ですけれども、熊本の地震でもそうですけれども、九州北部豪雨。災害ボランティアというのが非常に活躍をされました。まず、災害が起きたときに災害ボランティアセンターを立ち上げるのが社会福祉協議会となっております。町としても連携を取って災害ボランティアの受入れというのを進めていく必要がありますので、社会福祉協議会を今回追加をさせていただきました。また、民生委員児童委員協議会の会長に関しましては、来年度、長与町の避難行動要支援者の避難支援プランというのを本格的に運用していこうと考えておりました。自力で避難ができない要援護者、そうした方々を地域で見守り体制を作っていくような形で現在考えております。それに当たって、民生委員の役割というのも非常に重要となってまいりますので、今回メンバーとして追加をさせていただきました。

以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

先程、3人今回の追加で予定をしているということでしたけれども、現在何人おられて、3人追加することで何人になるのかということと、先程社会福祉協議会の事務局長ということで新たにということだったんですが、これは会長じゃなくて事務局長ということ。そこら辺は何かあるんでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

山口係長。

**○係長（山口亮君）**

お答えします。まず1点目の御質問、人数についてでございますが、現在20名でございます。そして3名追加で23名ということになっております。社会福祉協議会の事務局長と民生委員の会長と教育次長が新たに構成されるメンバーになります。そして、社会福祉協議会の事務局長ということで、なぜ会長じゃないのかということですが、実際、実務レベルで町の方と連携を取っているのは事務局長になっておりますので、事務局長をメンバーとして追加させていただきました。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

喜々津委員。

**○委員（喜々津英世委員）**

提案理由から考えて専門的知見を有する有識者ということだったので、どういう専門家が来られるのかなという、それぞれの分野の専門家ということでありました。それはそれで結構だと思うんです。そうであれば、第3条6項の20人以内を24人以内にして、3条第5項の9号、この学識経験のある者のうちから町長が任命すると、ここで十分対応できるんじゃないかなと、そういう社協の事務局長とか民生委員児童委員とか教

育次長とかいうことであればですね。確かにそれぞれの分野で専門的知見ということとは分かりますけれども、この9号で十分対応できるような人選じゃないのかなと思いましたが、そこら辺は検討の段階では何もなかったのか、お尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

お答えします。先程、専門的知見ということで提案させていただきましたけれども、もちろんそれぞれの分野において、先程申し上げましたように知見を有する方ということで、私達は判断しております。なお、ここでいう第9号でございますけれども、そのほか町長が認める者となりますと、ある一定の幅広い方々を防災会議の中に入れていただきたいという思いもありまして、ただ今回はそれを超えまして、まず専門的知識を有する方を入れていただくということが、主な考えでございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

すいません、質問ではないんですが。先程、それぞれ1号から9号までの委員の肩書等を説明されましたけれども、書き取りきれませんでした。それぞれ1号の委員が何名とか、それが分かるような資料があれば貰えないのか、お尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

委員の皆さん方に確認をしたいと思いますが、今、喜々津委員から出ました各号の名前ですか、人数もですね、表を貰ったらということで、表で。そういうことで皆さん方良いでしょうか。議員の皆さん方、提出をいただくように決定して良いでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは委員会として決定をいたしますので、各1号から9号までの人数等についての一覧表を提出を求めたいと思います。良いですね。

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

分かりました。後程、準備して提出したいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、1号から9号まで作ってって言われましたけど、ここの10号。今回、改正で10号の中で先程の社会福祉協議会の、そういう方は出て来られるわけでしょ。だから10号まででやっぱり作っていただかんといけないと思います。

○委員長（岩永政則委員）

分かりましたかね。

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

10号までの委員の方で作成したいと思います。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

これは、御無理は言えないので確認程度なんですけれども、今回の改正というのは要援護者支援の充実というところが1番かと思うんですが、防災会議の会議録というのは公表をされていないようなんですけれども、今この時代、結構、防災会議の内容的なものも大まかな分、質疑応答等、そういうものだけでも公表すべきではないかと思うんですけれども、そちらの考え方というのを伺いたしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

会議録につきましては、もちろん存在しておりますけども、これを公表するということでの要望であれば、公表できるかなと思います。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

会議録があるということなので、他自治体をみると防災会議というのは結構年に何回かはされるんでしょうけれども、ただ出席して質疑応答もなく、事務局からの説明だけで終わっているという会議が多いので、やはり今の時代、これだけ災害に対して皆さんがいろんな意識を持った状況なので、いろんな意見が飛び交うようなメンバーでなければならぬと思うので、そういう点を踏まえての会議録の公開ということを考えていたきたいと思いますけど。もう質問ではありません。いいです。

○委員長（岩永政則委員）

要望やったですかね。他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

条例改正を検討する段階で24人以内というふうに数字を上げた段階では、恐らくその24人の何らかのリストといいますか、やはりこういった関係の方々が必要じゃないかということで24という数字が出てきたんじゃないかと思うんですが、実際には23となったこの差が、どういった経緯で1名少ないのか、ここはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えします。現在、確定してるのは23でございますが、今いろんな時代の要請がございます。先程、女性委員を追加してはどうかという意見もございました。その辺りが今後出てくるんじゃないかということを想定して、ちょっと1名増やして今回は改正をさせていただきます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他ありませんか。いいですかね。

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号長与町防災会議条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

どうもありがとうございました。

資料を配布しますので、暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

皆さんおはようございます。それでは、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。今回の改正は風水害等の自然災害から避難行動要支援者の生命を守り、被害を最小限に留めるよう、避難行動要支援者の避難支援対策の充実強化を図るための附属機関として、長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会を新たに追加するものでございます。委員の構成は20人以内、任期は2年としております。施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでござい

ます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと長い名前なんですけども、いわゆる支援連絡協議会が設置された後に、この規則の中で実際は運用していくというお考えだというふうに思うんですけども、この避難の時に、ちょっと今までネックだったのが、どこにどういう方がいらっしゃるとい、いわゆる個人情報の問題じゃなかったかと思うんですが、この協議事項の中の（3）で名簿情報の利用及び提供に関することというふうにされていて、恐らくこの辺りで避難を支援するといいますか、要援護者といいますか、そういった方々を把握するために、一定その個人情報を得るという形になる。ちょっとこの辺り、もう少し考え方をお聞かせいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。現在、自力避難ができない避難行動要支援者の名簿を福祉課の方が作成をしております。こうした名簿を支援者の方に事前に提供ができるということで、法律上認められております。想定しているのは社会福祉協議会、民生委員児童委員、自主防災組織連絡協議会、消防団、自治会長会、時津警察署、浜田出張所、こうした方々に事前に同意された方の名簿を提供するように考えております。その後、各自治会に、その地区にお住まいの方の避難行動要支援者名簿を提供いたします。そして、その方の支援を誰がするとかというのを各地区で、民生委員とか、社協とか、自主防災とか交えて協議をしていただきます。そして、支援者が決定をいたしましたら、その避難行動要支援者を実際災害が起きた時に、どの避難所にどういう方法で連れていくか。そういったことを計画を立てていただきます。いざという時に、その計画に基づいて避難所まで避難誘導していただくというようなことを想定しております。事前に配布するのは、あくまで同意をされた方の名簿のみとなります。ただ、発災時ですとか、災害が起こりそうな時、同意をされていない方も含む名簿を提供して良いということになっておりますので、いざという時に迅速に動けるような体制というのを来年度、作っていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

これは次の第6号との関係もあるんですが、今いただいた協議会の会則を見てみると、第5条で協議会に会長を置くと。議案第6号の中では委員長という表現の仕方、委員長というのが出てくるんですが、ちょっとこれが、よく私、理解ができないんですが。これは規則ですから、どうにでもなる。議案の方が大事になりますのでね。ただ議案の方が大事になるということであればという思いがあったもんですから。これはまだ6号での質問事項になりますので、その問題言いませんけれども。当初、この規則を見るまでは連絡協議会となつたもんですから、附属機関で連絡協議会というのは、各協議会の集合体、連絡協議会だろうと思つたところが、これ見せていただいて、それぞれの福祉団体とか母体関係とかいうのがあって、納得はしたんですが、どうもこの協議会に会長を置くというのがひっかかるもんですから、敢えて質問させていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

協議会に会長を置くのはどうもという質問ですが。

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

一応、今回、この規則というのは、この会の資料をとということで、事前の要望がございましたので出させていただきました。これにつきましては、今、御指摘のとおり、会長ではなく委員長ということで今後修正させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今の議案第6号でまだ提案をしておりませんので、質疑を受けておりませんので、次の段階で答弁して下さい。他にありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

1点だけお伺いいたします。要支援者で同意されていない方もおるということでしたけども、そういった中で自治会未加入者とかおられるのかなというふうに思いますけども、そういった中で、やはりあの新興団地とか行けば近隣との繋がりというのはあんまり無いのかなというふうに思います。そういった中で、すぐ要支援者、この人達ですよと言われても、なかなか手が回らない部分も出てくるのかなというふうに判断しますけども、そういったところはどのように対応されるのかをお伺いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。おっしゃるように自治会未加入者の問題は、この計画を進めていく上で1つネックとなるかなとは想定しています。私達としては、やはり実際に見守りをするのが、自治会の加入者が中心になってくると思われまますので、未加入者の避難行動要支援者に関しましては、これをきっかけに、逆に自治会の方に加入していただくような方向で進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

質問がありますから、委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

1点だけ、これは確認を含めて質問をしておきたいというふうに思うんですが、今提案をされているものにつきましては、附属機関の設置に位置付けるということなんですけども、私は、附属機関というのはちょっと違うんじゃないかというふうに思うんですね。協議をしながら云々という、そういう規則にもなっておりますけども、附属機関のあり方等について研究をして、ここに附属機関であるんだということの根拠を持って提案をされたのか、そういう議論をしたのかどうか、安易に附属機関の形にしているんじゃないか、位置付けをしてるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、まず、その1点をお伺いをしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

中村補佐。

○課長補佐（中村元則君）

総務課といたしまして事前に御相談を受けております。附属機関につきましては、確かに乱立しないように一定の歯止めがいると思っておりますし、そのために条例で設置するのが正だと思っております。今回の避難行動要支援者避難支援連絡協議会につきましては、規則を見させていただいた時に、ただの意見交換や助言のみではなく、計画の策定や要支援者名簿の作成等個人情報に関する部分も触ることとなります。ですので、附属機関としてしっかり定義するのがよろしいかと追加した次第です。よろしくお願ひします。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

検討したということなんですけど、自治法138条の4の第3項ですかね、ここに附属機関のあり方を謳っております。附属機関とは、執行機関が行政の執行権を有するのに対して、執行機関の行政執行のため又は行政執行に必要な調停。まず1つ調停です。それと審査、それから審議、又は調査、等を行うことを職務とする機関であるという定義が138条の4、第3項にあるわけなんです。果たして今回のこの類のものがそれに当たるのか、私は当たらないんじゃないかというふうに判断もいたすわけです。したがって、本来はこの附属機関の設置に関する条例の改正はせずに、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に委員長なり、あるいは会長なり、あるいは委員

なり、そういう人の費用弁償を謳えば、敢えて附属機関の設置に関する条例の改正まで必要でないのではなかったのかというふうに思うんです。現在の附属機関に関する条例の別表にあります2、3につきましても、果たして附属機関に値するのか、非常に疑問があるように私は思うんですね。その辺りは充分調査をして、今言います138条の4の3項に該当する執行権を持たない機関が附属機関なんです。そういうことも含めて十分今後調査をして整理がもし必要であれば、私は整理が必要であるというように思うんですが、整理が必要でなければ結構です。整理の必要があるところがもしあれば、十分整理をしまして、そして、条例改正が必要ならば改正をして整理をしていくべきだろうというふうに思うんです。その点についての見解をお聞きをしておきたいと思います。

**○委員（分部和弘委員）**

山本課長。

**○総務課長（山本昭彦君）**

この附属機関につきましては、確かに以前はしっかりした定義もなく加えられたという経緯もあるようでございます。この辺を踏まえまして、あと必要な機関であるかどうかの検討を行いまして、改正も含めて検討してまいりたいと思います。

**○委員（分部和弘委員）**

委員長を交代します。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に質疑ありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

すみません、ちょっと分からないので教えて下さい。この議案書の避難行動要支援者に関する避難支援計画及び避難支援の実現に必要な事項の協議の協議会ではなく、に関する事務というふうになってる、この事務というのは個別具体的に言ったらどういうことなのかちょっと教えていただければと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

山口係長。

**○係長（山口亮君）**

お答えいたします。追加でお配りした長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会の規則案を御覧いただきたいと思います。そこの第2条に協議事項が記載されております。

（1）から（7）までございます。1つ目としては、地域防災計画に盛り込む事項及び全体計画の策定に関すること。2つ目が、避難行動要支援者名簿の作成更新に関すること。3つ目が、名簿情報の利用及び提供に関すること。4つ目が、避難行動要支援者の個別計画の作成に関すること。（5）避難行動要支援者の避難誘導體制の整備に関すること。（6）避難行動要支援者に関する普及啓発に関すること。（7）その他避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。こちらの7点を、この避難行動要支援者の連絡

協議会のメンバーで協議をしております。また、この協議会は、避難行動要支援者をどうやって支援していくかというのを決めるような非常に重要な会議となっております、その方針については地域防災計画の方にも反映をされてまいります。継続的に毎年この会議を開いていきたいと考えておまして、そうした方々と関係性を持って協議を行っていくことで、より充実した支援策を講じていきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと基本的な質問なんですが、実際に有事のときに、この2条の（7）番で、こういう支援対策に関する事で、実際にこういう支援対策を講じるようなことを迫られたときに、この会を実際開催するという想定なんですか。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えします。有事の際にこの会議を開催するわけではございませんで、あくまでこの会議は方針を決めるような会議となっております。実際、有事の際は各地区で決められた支援者が、各地区で決定をされますので、その方たちが中心に動いていくことになります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

例の東日本大震災、あれを受けて平成25年に災害対策基本法が改正をされたわけですけど、早い所はもう2015年ぐらいには、こういう要支援の全体計画とか、そういうプランを立てて、現実にこの制度を発しておるわけですけども、本町が今まで、これから取り組むことになった。なぜ遅れたのか。まずそこをお尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えします。確かに東日本大震災を受けて、平成25年度災害対策基本法の改正により、この名簿の作成というのが市町村に義務付けられております。名簿自体は平成27年だったと思いますけども、福祉課の方が既に作成をしております。ただその名簿をどういうふうを活用していくかという方針が、まだ町の方で決まっておらなかった。いろんな部署を巻き込んで、また、いろんな関係者を巻き込んで、この方針というのは決める必要がございますので、少し時間が掛かってしまいました。1月に、この規則のメンバー、裏面にありますが、別表の第3条関係、こちらのメンバーを招集いたしま

して、長与町避難行動要支援者の全体計画の案について御審議をいただきました。そこで概ね承認を得ましたので、来年度、本格的に進めていきたいと考えております。また、その会議をしたときに身体障害者福祉協会の会長、老人クラブ連合会の会長、そして、西彼保健所の所長、こうした方々もメンバーに加えた方が良いんじゃないかという助言もいただきましたので、今回この規則で追加をさせていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

1月に会議を開いたということですが、災害時の避難行動要支援者避難支援の全体計画というのは、概ねそこで公表できるものが、もうできたというふうに考えて良いのか、お尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

その1月の会議を受けまして修正がいろいろございました。そういった修正を調整いたしまして、2月末をもって避難行動要支援者のプランが完成をしております。ただ公表に関しましては、この3月議会終了後に避難行動要支援者の規則を上程いたしまして、その規則を避難支援プランの全体計画に載せた上で公表したいと考えておりますので、3月末か4月上旬ぐらいには公表できるのではなかろうかと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そうしますと、今度は全体計画ができれば、支援プランというものが当然、そういう方たち向けのチラシというか、そういう書類が必要になってくると思うんですが、これについてはもう協議をされておるのか、伺います。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

住民向けのチラシにつきましては、まだできておりません。福祉課の方で避難行動要支援者の管理システムというのを今年度、導入を予定しております、3月末をもって使えるような状態になると聞いております。来年度、そのシステムを活用いたしまして、協議をいたしまして、そういったチラシを作成して、説明会なりを開催していきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

先程も公表するということがありましたけれども、今ネットで調べてみると、いろんな自治体が全体計画あるいは支援プラン、こういった具体的なものをやっぱり公表しておるわけですね。ですから是非、本町もそういう意味では公表をして、理解を得る努力をやっぱりしていくべきだと思いますので、それについて最後にお伺いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

今後、公表に向けて努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

避難行動のいろんな具体的なことが今後話し合われると思うんですが、長与町議会も何年か前に災害対応要領というのを作っておりまして、その時に議会としても町長部局を側面からいろんな情報提供するとか、その他いろんな取り決めをしてるんですが、議長といいますか、議会との係わりというのは、今回はこの中で検討されたのかどうか、この辺りはいかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えします。今回の避難行動要支援者の連絡協議会の全体計画に関しましては、特に議会との連携というのは特に想定はしておりませんでした。地域防災計画におきまして、災害が起きた時の事務分掌というのがございます。その中で、議会事務局が中心となりまして、議員との橋渡し役といいますか、発災時には議会事務局の方も協議会ができるというふうに聞いており、地域防災計画の中では連携するような位置付けをしておりますので、そちらの方で対応してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

大まかには理解するんですけども、例えば町議会の災害対応要領の中で、災害情報を収集整理して町の対策本部に提供するとか、被災地や避難所等の調査を行うとか等々、そういうバックアップを議会としてもやっていくということですので、今後検討する中で、その辺りも含めて整合が取れるような、うまく機能するような、双方にですね、ということが必要になってくると思いますので、今後それも含めて検討していただけるのかどうか、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

お答えします。先程、堤議員から御提案いただきました内容を含めて、今後は議会との連携を図りながら災害対応に対して対策していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10時40分まで休憩します。

（休憩10時22分～10時35分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開をいたしたいと思っておりますが、6号の予定でありますけれども執行側の出席が叶いませんので、7、8、9号から審議に入りたいと思っておりますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのようにしたいと思います。

資料配付をいたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ただいまから議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の件を一括議題といたします。

ただいまから、一括議題としています議案について提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

**○総務課長（山本昭彦君）**

それでは、議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。今回の条例改正は町議会議員及び三役の期末手当の支給割合につきまして、国の特別職と同様に人事院勧告に準じて支給割合を引き上げるため条例を改正するものでございます。第1条におきましては期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、総支給割合を3.15月分とするものでございます。第2条におきましては、期末手当の支給割合を6月は100分の147.5、12月は100分の167.5にそれぞれ改めるものでございます。附則第1項及び第2項におきまして、本条例の第1条の規定は公布の日から施行、平成29年4月1日から適用とし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものとしております。附則第3項では給与の内払について定めております。今回の条例改正は議案第7号、第8号、第9号、改正の内容は同じになっておりますので、よろしく願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

今、説明が終わりましたけれども、少し変わった形と言いますか、自由討議をしたらどうかというようなこともあるんですが、委員の皆さん方どうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは約30分ぐらいで自由討議の要綱等によりまして、約30分間とりたいというふうに思いますので、執行側は退席をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。それでは自由討議に入っていきたいと思いますが、自由討議等に関する要綱の第2条第4項に基づいて、あらかじめ委員会に諮り決定するということですので、先程自由討議をすると決定しましたので、委員長の発議で自由討議に入ることになるわけでございます。その内容の趣旨について、簡単に申し上げますと、この町議会議員並びに町長、副町長、それから教育長ですね、内容は同じなんですけども、先程説明があったように、これ集約をしますと、現在長与の場合、6月と12月で100分の310なんですよ。お互いメモをもしよかったら取っとっていただければ。私の調べておるところ、今は長与は100分の310、6月12月合わせてですね。そして、今回の改正で100分の315になる予定ですね。したがって5上がるということなんです。ところが近郊ということで調べてみますと、時津は現在の条例を見ますと335なんですよ。100分の335。長崎市は100分の325です

ね。うちは今、従来は100分の310ですから、今度上がっても100分の315ですからね、時津としたら格段の差がここにあるということが見えてまいりまして、できれば自由討議でもしながら、お互い認識を深め合っていたらどうかなということで、お願いをしたところでございます。そういうことを踏まえて、日頃、皆さん方も思っておられることもあろうと思いますので、自由に発言をしていただければと思います。

喜々津委員。

#### ○委員（喜々津英世議員）

今皆さんのお手元に、実は夕べ、それぞれインターネットを使って議長、副議長、議員、委員長の報酬、それから期末手当の月数、加算率、これを全て調査をしました。それが今、その上の方の上段の方の数字がそうです。赤い朱書きしておるところが、100分ので直せば長与町は100分の310ですよ。今度上がって315になる。3.15月分になるということで、こう見てみますと、小値賀町が2.60で一番低いんですが、それに次いで長与は低いという数値が出とるわけですよ。しかし、加算率は100分の25で、時津、佐々と同じ加算率で、県下では高いと。今、岩永委員長が言われましたけれども、時津が今度の定例会でこの議案が出とるかどうか、公表しておりませんので分かりませんが、恐らく人勧に基づいてやるということであれば、また今回幾らか上げると。これ議員報酬の調査の時と比べても、各議会がそれぞれ上げとるわけですが、今回、また更に上がっていくだろうと思う。しかし、期末手当の支給月数、これは依然として27年決算時の調査28年、29年、依然として現行変わっていないというのがありますので、本町は8町の中で下から2番目というふうになっておるとい資料を作りましたので、参考に見ていただきたいと思います。以上です。

#### ○委員長（岩永政則委員）

他の方、何か発言ありませんか。

浦川委員。

#### ○委員（浦川圭一委員）

私が今日質問をしようと思っったのが、まず提案理由で国家公務員の給与改定に準じということで、人事院勧告に準じるという趣旨の説明をされたんですが、まず1点、人事院勧告に準じなければならないのかというのを質問をするつもりだったんですよ。なぜかと言うと、こないだまでこの特別委員会を作って、給料についてもこの議論をしよったわけですね。ということは、そういうことができた、やっとなんかということは、この人勧はここに反映されないんじゃないかなと私思っったもんですから、今回こういうこと人勧を配慮して、そこに準じて改定を上げられてきたということで、他の町長とか副町長、教育長についてはちょっとよく分からないんですが、そこを確認をさせていただいて、この別表のように余所より低いからとかいう議論になるんじゃないかなというふうに思っったもんですから、そこはいかがなんでしょうかね。そこをどうかという、何かこう特段人事院勧告に従う必要は無いんだとかですよ、当たり前のようにこの

人事院勧告に準じてということで提案がされてるものですから、もしそこに準じてやる必要があるんだということであれば、先程現状を余所より低いんだとかという、その議論もちょっと厳しいんじゃないかなというふうに感じるものですから。

○委員長（岩永政則委員）

他にないですかね。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この3つの議案、条例改正に関して、議員の立場としては上がれば良いなということで考えてはいたんですけども、先日傍聴に来られた若い方が、結局、図書館も何もできんとに自分達の給与だけ上げると。きちんと住民は町を見とかないといけない、議会を見とかないといけないという投稿を Facebook にされてるんですよね。ですから、そういうところの、町民、住民の方の理解を得られていないというか、得られるような、やっぱり対策というのを講じていかないといけないというふうに思うんですけども、その理解を、質問する気はあまりなかったんですけど、理論武装ができないので、なかなか質問にどう変えようかというふうには思ってたんですけども。そういうことも考えて、今回上がれば、この金額ではちょっと足りないなという気持ちもありますし、でも、そこをどう理解してもらえるかというところでの考えがちょっとまとまらないではいるんですけども、私の意見はそこまでなんですけど、以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他の方。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

非常に個別な問題になって、自分なりに私個人が幾らこれで増えるのかなというふうに試算してみたんですが、最終的な税金が引かれた後の手取りの部分で言ったら、私の計算間違いでなければ1万5,000円ぐらい上がるという、そのくらいのかなというふうに思ったんですが、今これを上げないといけなかったのかなと。その前に、報酬等での問題を特別委員会を作って審査して行って、最後に議長の方からも、今後、議員のなり手不足も含めて、もっとこう大局的な見地から話し合いがされるとかいう話があったんで、そういうふうに行くのかなと思ったら、今回この1万5,000円ぐらい、ぼんとお茶を濁すというかね、そういう形になるのがあれれと、ちょっとどうなのかなというのが率直な思いです。

○委員長（岩永政則委員）

他の方。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

昨年度も人事院勧告でということで、この賞与の部分が改定されたんではないかなと

思っておりますけれども。特別委員会も開きましたけど、やはりそれぞれの考えの方もおられるし、今後の議員のなり手不足等で考えれば、報酬は生活給ではないと言いながらも、議員としてはそれ以外に仕事を持ってらっしゃるとか、いろんな考え方があるということで、なかなか、最終結論として議員報酬等を上げるというのは、やはり議員の立場の方から発することではないというふうに考えられたのか、その特別委員会が終わって、そのままになってるわけなんですけど、確か今回本会議で、どうしてこういう人事院勧告でと質問をされた方がおられたんじゃないかなと思うんですけど、町の方としても、低いので今回は人事院勧告に従って改定をするものであるというような答弁をされたような気がするんですけど、こうやって調べていただいて県下では2番目に低いというふうになっているんですけど、そのことと今回の条例改正についての質疑と、だからもうちょっとというようなこととはちょっと違うのかなと思って、私なりには人事院勧告、こういう形でしか上げていけないものなのかなと感じています。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に。

喜々津委員。

**○委員（喜々津英世委員）**

今度、この期末手当が100分の5、引き上げの提案がなされとるわけですね。時津が高いというのはもう先程委員長からも言われましたし、私が出したデータでも100分の25は時津が高いということになつとるわけです。時津と長与の差を見てもらえば分かりますけれども、例えば、議長、副議長は9,000円、本町が高いわけですね。委員長、議員は7,000円、本町が高いと。こういったものを全部トータルして計算をしてみると、期末手当の支給率は本町が低かけれども、これをひくくめて、それから加算率100分の25、これを含めて全部のトータルで報酬年額を出してみると、本町が年額で4万4,700円高いということになるわけですよ。従って時津がどうか分かりませんが、推測されることは、議員報酬が時津は低いので期末手当で調整をしていこうという、これはどっちかっていけば、企業の経営者の発想なんですね。これはこれで一理ありますけれども、やはり我々議員にとっては、報酬等の調査特別委員会の中でもいろんな話が出ましたけれども、やっぱり次に出てくる若い人たちのためにも、基本的にはやっぱり報酬のアップを考えんばじゃないかというのがあったわけですが。報酬トータルと考えれば、この期末手当の問題もやはり考えていく。先程浦川委員からありましたように、恐らくこれは、それぞれの自治体が独自の判断でやってきた。ただ、これは上げたり下げたりするのは、人事院勧告という1つの大きなそういうものがあればやりやすいということで多分きとる。いつの間にか差がついてしまった、そういうふうな。現実に特に時津とはそういう問題があるわけで。ですから、それでも4万4,700円、長与が高いんですよと、だから、上げんでも良いたいということには繋がらんということを私は言いたいわけですので。決して、長与が高かへんがもうそのま

ましとってよかという意味じゃありませんので、間違いないようお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

私は報酬の特別委員会の委員長をさせてもらっておりましたので、考え方的には報酬を上げる方向でという考え方を持っております。今回、若干ではありますけども、やはり上がるということは私は反対はしなくてもいいかなという反面、今回私も福祉の方ですけども、老人77歳、88歳、100歳、そういうとばずつと考え直す時期が来とるんじゃないかなということで、今回のこの議案にもそういう改定が載っていますし、なかなか難しいところもあるのかなという、そういうところ考えればですね。我が達ばかり上がって、老人のため、もう私もこないだ65になりましたので、段々もらう方向に近寄っておりますので、もう撤回するばいということで、冗談話的には言うたんですけども、その辺をやっぱり十分考えながら判断をせんばじゃないかなという思いがしておりますけども、また、それとこれとは切り離して考えても良いのかなというところ、ちょっと中途半端で結論を出し切りませんが、そういう思いを持っております。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

今回も人事院勧告を受けてというような話で、条例改正するという3議案ですけども、これまでも人事院勧告決定、痛みの伴う条例改正等もやってきたかなというふうに思いますし、今回若干喜ばしいことかなというふうなところもありますけども、やはりこれ、今まで多分賛成の方、人事院勧告に従ってそのまま、それを守ってこられたのかなというふうに思います。人事院勧告を無視した場合とか、いろいろと出てくるものがあるのかなという部分も私は思っております。そういった中で今まで継続してやってこられたけども、先程言った敬老祝金部分の減額ということを考えて、こっちが上げるといような改正を踏まえれば、ちょっと私も頭が痛いところではあります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

1回ですね、職員の人事院勧告で、職員が下がるのに特別職だけ上がるという時があって、私は反対して、多分そんな時は皆反対やったとじゃなかかなと思うんですけど、それで結果的には、議員は皆反対で決まったのではないかと思うとけど、その時に町長、教育長がその議案取り消しということも、やっぱり1つの例的にはあつとるんですよ。堤さんは多分御存じかなと。やっぱそういうこともあつとりますんで。何で私達議員から決めるのかなと思って。町長から決めれば議員も上げやすいとにねと思ったりもする

とけど、これは、話的にあったということをちょっと述べさせていただきました。

#### ○委員長（岩永政則委員）

だいたい各人の考え方、あるいは状況も理解はいただきたらというふうに思います。ただ一定の論点整理として、こういう方向で全員で歩調を合わせていきましょうねというところまでは至らなかったということは言えるんじゃないかというふうに思うんですね。したがって、こういう時間を取っていくことも、今後自由討議という初めてのことをしてみたんですけども、良いことではなかったのかなと。次回はさらにこれが深まっていけば良いなというふうに思うんです。1つだけ、皆さん方に情報を送っておきたいと思うんですが、時津は100分の335ですね。これは、今の議会に提案をされるのかなというふうに思っておりましたところ、今日、電話で朝から問い合わせたんですよ。そしたら、議会事務局担当職員の発言では、12月にその提案をしたそうなんです。そんな言うんですね。そうしますと、人事院勧告はまだ出てないわけですよ。だから人事院勧告を、出とったのかな。それで一応12月に提案して、そして、昨日、私がインターネットで調べたら335なんですね。そういう状況なんです。したがって、また上がるのかなというふうにも思ったら、どうも12月に可決をしたものが335であったというふうに理解しますとね、うちが今度は上げて315なんですね。したがって、それでも20はまだ低いと、時津が高いという状況と、長崎市は325なんです。これが提案を再度されるかは、そこまでは調べてはないというような私の調査の状況がですね、皆さん方に報告しておきたいというふうに思うんです。そういうことで時間が5分前になりましたけれども、以上で、何か。方向付けで、一定の方向付けまではどうかと思ったんですが、そこまでいけなかったというのを先程申し上げたんですが、今の状況を踏まえてですよ、お互いが質問があれば質問して良いし、当然浦川委員が言われたものは、当然聞くべきでね。良いんじゃないでしょうかね。だから、近郊の状況を今、皆で情報を共有したわけですから、例えば時津とは違うでしょうと。なぜ違うんでしょうねという率直な疑問。長崎市とも違うんですね、どういうことなのでしょうというようなものが当然出てきますよね。問題点、質問として。そういうことで良いですか。個人的には私は申し上げませんでしたけども、せめて時津並みぐらいはいくべきだというのはもう10年ぐらい前からですね、実はちょっと申し上げますと、時津は何でそんな高かとかと、そら長与が努力の足らんとたいと、ある議員の話では。ところが長与が上げると、また上げるじゃないかと。やっぱり報酬そのものが低いというのは念頭にはあるようです。時津は。そういうことで報酬を上げる努力というのは非常に苦勞しますよね。そういうことから、せめて期末手当という発想が向こうさんにあるようで、とにかく長与には負けたくないというようなことを言う議員もおられるわけなんです。そういう状況もあるということで、情報として送っておきたいと思います。

そしたら、以上を以て自由討議を終わらして、20分から再開をしたいと思います。

11時20分まで休憩いたします。

(休憩 11時13分～11時19分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

ただいまから、議案7号、8号、9号につきまして、一括して質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

昨年、議会の中で議員の報酬を審議する特別委員会が実施されまして、その中で議員の報酬は、やはりなり手不足を解消するという点では、今の、現状の額というのはちょっとどうなのかという意見も出ましたね。ただ一方で、据え置きをした方が良いんじゃないかという意見もあって、議員の数としては、ほぼほぼ拮抗してた状況だったと。今後、町村議会議長会の方の動向とかもあるので、少し様子を見るような形だったと私は理解をしています。そういう状況の中で今回、町長部局主導で報酬の期末手当の引き上げの部分が出てきたんですが、議会の議論の流れから考えると、ちょっと今回見合わせるという検討はできなかったものか、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今回の条例改正に至った経緯といたしましては、私達一般職も給与の格差を是正するという形で人事勧告がされております。同様の意見を私どもも持っておりまして、今回、内閣総理大臣等の特別職の方も0.05月分上昇ということになりましたので、県、近隣市町と合わせまして支給割合を上げて、今回の改正ということでございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私も理解不足なのでお伺いしたいんですが、この人事院勧告に準じてということで、一般職はそういう形でこの間も認めてきたという経緯があると思うんですけども、特別職の場合の取り扱いが、逆に特別職のそういう勧告が出されたとして、それに準じる義務といいますかね、ちょっと無いんじゃないかなと思うんですよ。例えば、仮にそれを準拠しなかった場合のペナルティとかが発生するのかどうか、そこら辺いかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今回の改正ですけれども、私どもの考えが、特別職と一般職、違いはありますけれども、やはりこの期末手当といえども、私達の給与と同じ生活の糧の一部ということで考えて

おりますので、これは内閣総理大臣等0.05月、今回上げますけども、その辺の精査がなされているものと考えておりますので、この上げ幅でお願いしたいということでございます。ペナルティは、特別職でございますので上げなくてもペナルティの方は無いということでございます。

○総務課長（山本昭彦君）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程の質問と同じようなもんなんですけど、まずこの人事院勧告に準じて動かさんとならんというような根拠があるもんかどうか、それと先程、課長の答弁の中で近隣市町の動向も見ながらというようなことがあったんですけど、この町長の報酬とか議員の報酬にしても、根っこがばらばらなんです。この期末手当の支給月ですかね、こういったものもばらばらなんです。そういう中で、一律今度の人事院勧告で、これは0.05乗せるわけ、恐らく全国的な考え方なんだろうけど、根っこがばらばらなものにこの0.05を乗せたところで、あんまり根拠としては成り立たんとじゃないかなと、私はちょっとこう思ったもんですから、もし先程、課長が言われたように、近隣市町の状況を見ながらとかという話になると、例えば時津町との比較とか、そうなるもってこう上げてこんばという話にもなるわけですけども、そういう検討はされなかったのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

議員とか三役の期末手当ですけど、御存じのように昔は職員に準じるということで、職員が上がったら上がる、職員が下がったら下がるでずっと連動してました。それを数年前におかしいということで分けて、職員がずっと下がっていった時代も同じように下がっていたんですけど、それをやっぱり離そうということで、多分、あの頃が2.6だったですかね、始まりがですね。それから徐々に上げてきてるんですけど、参考になるものが特に無いんです。そういうことで国の特別職に合わせて、これは県も一緒ですけど上げております。0.05とか去年も一緒だったんですけど。町としては、一昨年は見合わせた時もございます。今回はあまりにも余所と比べた時に、差が結構出るもんですから、ちょっとこれはもう上げなくちゃいけないだろうということで、今回お話をして上げました。後はもう、議員の議決で判断はお願いしたいということでございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

国の特別職の今回、期末の支給月数の議案なんですけど、国の特別職の国家公務員給与はこの基本の0.05を上乗せする前の月数は何か月になつとつとでしようか。

○委員長（岩永政則委員）

小川課長補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

お答えいたします。今回引き上げ前の月数につきましては、3.25というふうになっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

先程の浦川さんの質問の中に、元が違うのにというところがありましたけれども、議員も首長にしても他自治体からしたら、やはり順位的には低いということで、これ職員も一緒なんですよ。時津町が県下で2番目だったら、長与町の職員の方は15番目ということで、かなり元が低いのではないかとということで、もう全て首長から職員まで合わせて報酬審議会での検討というのは、なされるべきではないかと思うんですね。元がやっぱり違えばこれだけ変わってくるということで、そちら辺の検討というのは考えられたことはないんでしょうかね。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

人事院勧告に準じてということですので、この人事院勧告というのが、人事院の方で社会動向等で調べた上で月数、例えば給与の上がり幅とかを考えているものと思っておりますので、この件に関しましては報酬委員会等開かなくても、この準じた形での昇給、期末手当の月数の上昇というのは、適正になってるということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

昨年、先程も出ましたけれども議員報酬の調査特別委員会の報告を12月定例会でやりました。この調査報告書を参考にして、是非検討していただきたいというのを委員長報告の中で最後に書いてあったんですが、これについては、私は議長から町長宛てに行っとるのかなと思いがしとるんですが、そこら辺はどうだったのかお尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

議員報告等々で話は私自身聞いておりますけれども、今回0.05月上げるというのが、議員報酬に対してという考えじゃなくて、社会情勢が0.05月分上げてても良いという形での勧告と、私どもは思っておりますので、その辺を考えますと、この0.05月分

を上げるというのが適正になってくるのではないかと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

議員報酬の問題じゃないので、期末手当に絡むことなので、もう議員報酬の問題は止めますけれども。期末手当自体でも、例えば8町の中で下から2番目なんですよね。加算率は確かに100分の25で、時津と佐々この3つが100分の25、県下では高いということがあります。経営者の発想からいくと給料が高かへんが賞与、行政の場合、期末手当といいますが、そっちで調整してという、逆に給料が安かへんから期末手当である程度上乗せして追いつくようにと、私なりに時津との問題を計算してみると、我々の議員報酬は、例えば議員で計算しますと、7,000円差があるわけなんです。長与町が高いわけですね。7,000円。ところが期末手当では100分の310と335ですから、時津が高いと。ただ報酬、期末手当も含めて時津が391万5,600円になるんです。議員の場合ですね。長与町が396万300円。4万4,700円、長与町が高いという実績があることはあるんですね。だからといって、期末手当は少なくとも良いんだという根拠にはならないというふうに私は思うんですが、これは恐らく国の人勸の特別職の上がった時に本町も上げてずっときたという経緯があると思うんですが、余りこれにこだわらなくても良いんじゃないかなという、我々自由討議の議論の中でもそういう話があったんですが、それに従わなくても別にペナルティは無いということでありましたし、やっぱり今後、若い世代の議員へのなり手の問題とか考えると、報酬、期末手当もひっくるめてやはり議論する、もう時期に来ておるんじゃないかな。議員報酬ももう12年間ぐらいかな。全く改定も何もなされずに今日までできておりますしね。そういった意味では、我々、全国の類似団体の調査をした中でも、もう平均よりもはるかに低いと、本町の方が報酬も期末手当こういったものも低いというデータが出ておりますので、やはりもうそろそろ報酬審議会等も開いて検討もすべき時期に来ておるんじゃないかなという思いがしておるんですが、そこら辺をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

この件に関しましては、特に住民の目というのが一番厳しいところだと思っております。平成12年からですから、長年こう上がっていないのはもう分かっております。3役にしてもずっとそのままです。これを1回上げる時にはいろんなところに影響しますので、他の委員とか、執行機関の委員とかにも影響していきますので、これはやっぱり慎重に取り組んでいかなきゃいけないことだとは思っております。議員のなり手もないと。国の方も所得を上げるですかね、給料を上げる。そういったものに取り組んで

ますので、1回、周りの情勢等々を考えながら、検討はこれからしていかななくてはいけない事案だと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

今回の議案の提案に至った経緯、この時期の経緯をお伺いしたいというふうに思うんですけども、時津町は12月に提出された議案だというふうに思いますし、今回提出する議案諸々も、多分、いろいろ年末には精査されていたのかなというふうに思いますし、こうやったら住民感情、今回の議案見れば出てくるもんもあるのかなというふうに思います。そういった中で、どうして、タイミング的に早める条例の上程もできたのかなというふうに思いますけども、そこら辺の経緯をお聞かせいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

小川課長補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

お答えいたします。今回の改正につきましては、県知事の期末手当の方が3月議会の方で決定をする見込みだということ踏まえまして、先程から話の中で上がっているとおり、人事院勧告につきましては、必ずしも準じる必要が無いというところがございます。近隣の動向であり、そういったところ踏まえまして決定すべきものというところで、慎重を期すため3月議会で、その動向を見守りつつ上程をさせていただいてるというところになります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

質疑がありますから委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

今の課長補佐の答弁は、人事院勧告に準じる必要が無いという表現というのは、提案理由は何て書いてます。特別職の国家公務員の給与改定に準じ何々、これは人事院勧告によるものなんですという説明を、提案理由をしたわけです。町長もね。それなのに、担当の課長補佐が人事院勧告に準じる必要が無いなんて、そんなあべこべな発言をしてね、通ると思いますか。どうですか。

○委員（分部和弘委員）

小川課長補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

先程の発言ですね、準じる必要が無いと申し上げたんですが、訂正を。申し訳ありま

せん。準ずる義務が無いというところで、やはり特別職の職員の方につきましては近隣の動向であったり、個々の状況というのを慎重に見極める必要がございますので、こういった形で提案をさせているというところでございます。申し訳ありませんでした。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

先程から近隣の問題も出ておりましたけども、先程の説明で国は現在100分の325ですね。これが改正されると330になると。長崎市が国と同じ325なんですね。時津が335なんです。これは先程ありましたように12月の職員の人事院勧告のときに時期を同じくして提案をして、長与の場合は今ですから、非常に特別職の議員も含めたものが突起してるような感じもするんですよ。そういうやり方の手法というのは間違つとるとは言いませんけども、人事院勧告があつて職員も12月にあつたわけですね。そういう時期と合わせてした方が良かったんじゃないのかなという感じをします。現在時津は335なんです。うちが310なんですね。それで今度は5上げて315になるんですね。上がっても315。そして現在、時津は335。上げて、近隣を云々というような小川君の発言からいきますと、全く整合は取れてないと、数字上から言つてね。そういうことも議員の皆さん方、今よぎつたらうというふうに思うんです。その辺りは、近隣は全く考えてないんじゃないのと。元数は元数、これは別として、率について、私今申し上げとるんでね。だから、できれば国とか、そういうものに準じて、長崎市も325ですから一緒なんでね。そういう考え方をきちつと基本を据えてやっぱり物事というのは考えていつたら、時津に合わせろとは言いませんけども、元数は元数でいろいろ。知事は選挙があつたから今になつたらうと思うんです。そういうことで思つてますが、全く近隣を考えてなかつたんじゃないのと、考えましたというけれどもね。今、ちよつと長く言いましたけども、合わせて答弁を求めたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

それぞれの町でいろんな事情があると思います。先程申しましたように、長与が職員と一緒にいた頃から離れた時からのスタートで、その当時2.6からスタートするか時津に合わせてスタートするかとか、そういった議論も議員の中であつたと思つております。長与はもう2.6から、多分私もちよつと定かでないんですけど、始めて、0.5とか1とか順々に上がつてきて今があると思うんですね。でも、その当時からも時津とは差がありましたので、それを合わせるというのは、ちよつと周りの目もありますし、ちよつと難しいところもあると思います。そういうこともあつて、今回の提案、これはもう、また離れてしまいますので、社会情勢等ともやっぱり勘案して、こういった0.05というのが出てきておりますので、これは議案として出ささせていただいたというも

のでございます。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（岩永政則委員）

質疑はありませんかね。いいですか。

それでは3議案についての質疑なしと認めます。

これから議案第7号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論をいたします。本条例改正は議員の期末手当を引き上げるという内容であります。本町は今、高田南土地地区画整理事業、そして図書館建設も財源的に大変苦慮をしております。また、今議会に敬老祝金を減額する条例も提案がなされております。敬老祝金は本町の発展に貢献してこられた高齢者への敬意を表するための予算であります。子ども医療費助成も当初予算に計上できず、開始時期も明言できない状態にあります。このように現在、住民に様々な我慢をお願いしている中で、事業の実施や決定に重責を負っている特別職が自らの収入を増やすという提案は、なかなか住民の理解が得られないのではないかと考えます。よって本議案に反対をいたします。

○委員長（岩永政則委員）

賛成討論ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

報酬審議会そのものが、今度は国の人勸の特別職のそれで開く必要が無かったということですので、そういう理解はしますけれども、我々が議員報酬等の調査特別委員会で調査した結果でも、全国町村議会議長会が標準案を示したものがあつたわけなんですけれども、本町はそれを全く適用しないまま、標準案に準じて今日まで改定を続けてきたと、そういう歴史があるわけですね。1.1倍したところで試算をしてみますと、年間680万円ぐらいの増額、議会費の増になります。先程の反対討論の中でも町民に我慢を押しつけながら、議員だけはできないという意見も確かにあることはあります。しかし、我々議員が選挙で選ばれた公職者として、責任を持って仕事をしていくという意味においては、議員の働きが最終的には町民のために返ってくるんだということも考えると、いわゆる2元代表制の一翼を担っている議事機関あるいは監視機関としての仕事をきちっとやった上で、なるほど今の議員はよくやってくれてるなということで評価をいただくことによって、そういった町民の不平不満も払拭できること

は、私は間違いないというふうに思っております。したがって、そういうことも踏まえて県下の状況、8町の中でも下から2番目に低い期末手当の率だということ等も踏まえて、そういうことも検討していただくということを付け加えて賛成討論といたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採択をいたします。

この採択は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これから議案第8号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

議案第8号についても、反対の討論をいたします。

討論の内容につきましては議案第7号と同様でありますので、省略いたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

次に賛成討論はありませんか。

喜々津委員。

**○委員（喜々津英世委員）**

基本的に議員と町長、副町長という違いはありますが、先程言いましたように町長、副町長、議員は2元代表制の車の両輪であります。そういった意味でこの期末手当の率を上げるということによって、今まで以上に町政に責任を持って取り組んでいくということを付け加えて賛成討論といたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これから議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

議案第9号につきましても、反対をいたします。

その反対の理由については議案第7号、議案第8号と同様でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

次に、賛成討論ありませんか。

喜々津委員。

**○委員（喜々津英世委員）**

基本的なことは7号、8号と同じでありますけれども、教育長につきましても、基本的にやはり教育行政の最高責任者であります。特に昨年、我々議会で特別委員会もつくって給食に係る問題等についていろいろ議論を出し、町への提言等もしてまいりましたけれども、そういった意味でも、今後やっぱり更なる教育行政のしっかりした舵取り役として頑張っていただくということを付け加えて、賛成といたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

13時15分まで休憩をいたします。

（休憩11時56分～13時13分）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案第10号長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

荒木税務課長。

## ○税務課長（荒木秀一君）

皆様こんにちは。それでは、議案第10号長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして御説明をいたします。本議案につきましては、平成29年6月23日に公布されました農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、その法律名が農業保険法に改められることとなるため、条例中に引用しております法律名称を農業災害補償法から農業保険法に改めるものでございます。また、併せて条文の見直しを行いまして、字句等の修正を行うものでございます。提出しております資料の新旧対照表をお願いいたします。第2条におきましては、災害等により被害を受けた場合の町民税の減免の範囲を規定しているものでございます。その中で改正する箇所が4か所ございます。1点目は1枚目の中ほどにございます第2条第1項の表の中の障害者の区分欄の「第292条第1号第9号」を「第292条第1項第9号」に改めるものでございます。地方税法「第292条第1項第9号」は、障害者の定義を規定しているものでございます。こちらにつきましては語句の修正を行うものでございます。なお、条例の第2条第1号につきましては、災害により表の10に該当することとなった場合の個人の町民税の減免について規定をしております。2点目は、第2項の上から6行目「補てんされるべき」を「補填されるべき」に改めるもので、補填の填という文字が平成22年に常用漢字表に追加されたことから、字句の修正を行うものでございます。この第2項は、災害により被害を受けた場合、減免の対象となる損害の金額の程度及び前年中の合計所得金額に応じた減免の割合を規定しているものでございます。3点目は、2枚目の第3項の上から4行目「農業災害補償法」を「農業保険法」に改めるものでございます。この第3項につきましては、冷害、干害等により農作物が被害を受け損失が生じた場合の農業所得に係る個人の町民税の所得割の減免について規定しているものでございます。4点目は、第3項の下から3行目の「あん分して」を「按分して」に改めるものでございます。平成22年の内閣府からの法令等における漢字使用等という通知に基づきまして、按分という言葉は専門用語であり、また、他に言い換える言葉がないことから、漢字表記に改めるものでございます。今回の条例改正に伴いまして、改正前、改正後における条例の趣旨、運用等に変更は生じないものでございます。なお施行日は農業災害補償法の一部を改正する法律の施行日と同日の平成30年4月1日としております。

以上、御審議のほどお願いいたします。

## ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

喜々津委員。

## ○委員（喜々津英世委員）

それでは、お尋ねいたします。今、資料をいただいてよく分かったんですが、提案理由の中に、農業災害補償法の一部を改正する法律ということで、これ29年第7号ということですのでけれども、今もらった資料の2枚目で、3項のところ、農業災害補償法が

農業保険法に変わって、法律の番号は同じということは、名称が変わっただけということ  
と理解していいんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

そうです。昭和22年法律第185号という法律の一部を改正する法律で、題目の変  
更ということでございます。新しい法律ができたというものではないということから、  
法律番号はそのままになっております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例の件を採決し  
ます。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。

ただいまから議案第29号平成30年度長与町駐車場事業特別会計の件を議題といた  
します。本案について提案理由の説明を求めます。

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

それでは、議案第29号平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、  
御説明申し上げます。

まず説明書の6ページ7ページをお開き願います。歳入でございますが1款1項1目

駐車場使用料につきましては、長与嬉里駐車場分が月額8,640円、吉無田駐車場が5,400円を基準として算出したしております。嬉里駐車場につきましては月平均32台を見込んでおります。吉無田駐車場につきましては平均33台を見込んで計上いたしております。あと嬉里駐車場の一般駐車の方でございますが、昨年同様平均20万円を見込んでおります。また、滞納繰越分として1,000円を計上しております。定期分、一般分、滞納繰越分を合わせて、790万8,000円。前年度より87万5,000円、約12.4%の増収を見込んでおります。次に2款1項1目繰越金、それから3款1項1目町預金利子、3款2項1目雑入につきましては、存目で計上いたしております。

続きまして10、11ページをお開き願います。歳出で1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、前年度より107万5,000円、約15.9%の増額としております。1節報酬費は徴収嘱託員報酬7,000円、9節旅費は5,000円、11節需用費は81万9,000円増額をして、153万7,000円で計上させていただいてます。これは修繕料を100万円計上したことによるものでございます。12節役務費は前年同様11万5,000円の計上です。13節委託料ですが11万8,000円増額をして520万1,000円を計上させていただいております。14節使用料及び賃借料は前年と同額でございます。15節工事請負費でございますが14万1,000円増額して50万8,000円を計上させていただいております。1款2項1目一般会計繰出金は存目で計上しております。2款1項1目予備費でございますが10万円の計上ということでございます。

以上簡単でございますが、主要な施策に関する説明書を後ろに添付しておりますので、参照いただきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。歳入歳出、もう一括ですね。質疑を受けたいと思います。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

歳入の方の使用料のところなんですけれども、見込みが嬉里が32台、そして吉無田の方が33台ということで、長与に関しては5台の見込み増ということですが、この近辺、駐車場の不足がかなり深刻化しております。今後、余裕がある分にはこちらの長与駐車場に問い合わせが来ることが考えられるんですけれども、あとどのくらいの余裕というのを持たれているのでしょうか。実数というか、実際に貸してる数と、この32台までの差というのは何台ぐらいあるのでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

井川課長。

**○契約管財課長（井川勝信君）**

お答えします。嬉里駐車場につきましては、全て入ったとして、月極の分で35台分

でございます。あと一般駐車が18台程度ということになっております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に質疑ありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

この歳入の、昨年に比べて8.9%増収を見込んでいるということは、29年度の実績等踏まえて30年度は多くなるだろうという予測で増収という予算が計上されてるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

29年度までの実績を基にいたしまして、算出をさせていただいております、そのとおりでございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

歳出のところなんですけど、1節報酬で去年は1万円、今年は7,000円の徴収嘱託員報酬ということで上がっておりますけれども、実際、昨年の決算を見てないので何とも言えないんですが、実際この徴収をしないといけないような状況というのは、この駐車場会計の方であるのでしょうか。要するに滞納分というんですかね、多分無いんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

徴収嘱託員にお願いするような案件が1件ございまして、その分で計上させてもらっているものでございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

歳入と歳出の部分で前年度比12.4%と15.9%の増額ということで、1割以上、結構大きな増額になるんですが、主なこの要因を歳入歳出こういうものでということで教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長補佐。

○課長補佐（中尾盛雄君）

基本的な考えとして、まず前年までの予算計上の仕方が9割程度の予算で組んでおりました。現実論から言うと、年度末に100数十万の余剰金がありまして、それを一般会計の方に繰り入れという形でやっておりました。それを今年度、財政の方と協議をして、見直しをして10割予算を組ませていただきました。その余剰分について工事費と修繕費の方で計上させてもらっております。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

11ページの11節の修繕費とありますね。昨年が18万円やったですけども、今年100万ですけど、どのような内容なのか1つお聞きいたします。それと15節の駐車場施設の整備工事費、これはどのようなことをするのか、お願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

11節の修繕費用でございますが、駐車場の壁の漏水補修ですとか、溜め桝排水溝の漏水補修、それと爆裂クラックの補修ですとか、駐車場入口の防風兼雨避けの工事を予定しております。それと15節工事請負費でございますが排気ガラリ増設工事です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

その内容は分かったんですけど、場所はどこどこか教えて下さい。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

これは全て嬉里駐車場の分でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

また戻りまして、6、7の駐車場使用料の件なんですけど、29年の予算ベースで見ると、30年は高めに設定をしておると。先程、中尾補佐の方からそういう説明があったと思います。ただ29年の決算見込みがどうなるかまだ分かりませんが、例えば28年の決算でいくと、駐車場使用料の一般の方は28年度は275万3,000円の決算だったんですよね。そして、その下が314万4,000円、吉無田が219万2,000円ということで、大体吉無田辺りは近い数字かなと思っておりますけれども、この定期の部分で336万9,000円というのはかなり、ちゃんと見積もったらこうなり

ましたということかもしれんけども、予算を立てるときは、入るを量りて出ざるを制すと言われますけれども、そこら辺を踏まえて、336万9,000円というのは適切な予算なのかということ伺います。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

29年度の実績も見ながら計算しましたので、このとおりになると思っております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他にありませんか。いいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。

2時まで休憩します。

（休憩 13時43分～14時00分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。議案第23号平成29年度一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、契約管財課、地域安全課、秘書広報課、それぞれ説明を終わり次第、連続で説明を求めます。

最初に、山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

それでは、一般会計補正予算（第6号）の総務課所管について御説明をさせていただきます。まず人件費に関する補正の全体的な説明をさせていただきます。一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の34、35ページをお願いいたします。こちら補正予算、給与費明細書になります。34、35ページは、特別職に関する補正でございます。34ページの1番下、比較の欄、その他の特別職、給与費の中の報酬240万の減額でございます。こちら、町民文化ホールにおきまして、館長に、これまでの嘱託職員に替

えまして再任用職員を充てたために、報酬の方が不要となったための240万の減額でございます。そしてまた今回、議案を上程させていただいております議員、町長をはじめといたします三役の期末手当の増額分、合わせまして40万6,000円を計上させていただいております。その他共済費に、特別職の共済費の分と、その他の特別職、先程言いました町民文化ホールの館長に係る共済費の減額がございます。合わせまして234万8,000円の減額補正でございます。続きまして36、37ページをお願いいたします。こちら一般職の補正となります。育児休業者6名分の給料、職員手当、共済費の人件費につきましての減額補正でございます。まず上の表ですが、比較の欄の給与費の給料で802万5,000円、職員手当で166万7,000円、合わせまして969万2,000円の減額ということでございます。右の37ページでございますが、共済費として185万7,000円の減額がございます。また、下の表は職員手当の内訳になります。扶養手当で23万5,000円、通勤手当で8万1,000円、期末手当で78万5,000円、勤勉手当で56万6,000円、合わせまして166万7,000円の減額補正となっております。次のページ、38、39ページをお願いいたします。こちら、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。育児休業者6名の給料、職員手当の減額でございます。続きまして40、41ページをお願いいたします。給料及び職員手当の状況でございます。40ページは職員1人当たりの給与、平成29年10月と平成30年1月で比較をしたものでございます。41ページは去年の29年10月1日と今年の1月1日の比較で級別職員数を表したものでございます。全体的な人件費に掛かる分は以上でございます。

続きまして、総務課の独自要求分の説明をさせていただきます。戻りまして、歳入の8、9ページになります。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金の社会保障・税番号システム改修費補助金、こちらにつきましては、補助額の確定、最終申請額をもって722万8,000円の増額補正をいたしております。歳入は以上でございます。

次に歳出の18、19ページでございます。歳出の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金、補助及び交付金でございます。こちら、人事交流に伴う県職員と町の職員の給与の差額分を負担するもので、338万3,000円の増額補正ということでございます。続きまして、次の9目電子計算費13節委託料ですが、マイナンバー制度改正による旧姓併記対応業務が国の仕様の遅れによりまして30年度に繰り越した事による今年度の作業縮小による、526万の減額ということでございます。14節使用料及び賃借料ですが、こちら入札、また、再リースによる当初見積より減額となった分の不用額分157万円の減額補正としております。

以上、総務課分でございます。よろしくをお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

それでは、契約管財課所管分を御説明いたします。説明書の10、11ページをお開き下さい。歳入でございますが、15款1項1目1節土地貸付収入として、309万6,000円を増額補正しているものでございます。これは北陽台用地を企業へ駐車場用地としてお貸しして収入が上がっているものでございます。

以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

続きまして、地域安全課所管分について御説明させていただきます。

歳入でございますけども、長与町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の10、11ページをお開き下さい。15款財産収入1項財産運用収入2目利息及び配当金1節利子及び配当金のうち、上から3行目のふるさとづくり基金運用収入の基金利息分6万7,000円と、上から5行目の防災基金運用収入の基金利息分7,000円が地域安全課所管分でございます。次に12、13ページをお開き下さい。17款繰入金2項基金繰入金3目ふるさとづくり基金繰入金1節ふるさとづくり基金繰入金の減額60万円は、協働による地域活性化事業補助金の見込みにより40万円の減額と、ふるさとづくり推進事業補助金の見込みにより20万円の減額を行うものでございます。同ページの5目防災基金繰入金でございますけども、1節防災基金繰入金の減額4万9,000円は北陽台自主防災組織の防災用品、備品購入等の精算により減額を行うものでございます。次に14、15ページをお開き下さい。19款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入の上から4行目のコミュニティ助成事業助成金の減額60万円は、事業の不採択による減額を行うものでございます。

次に歳出でございますけども、18、19ページをお開き下さい。2款総務費1項総務管理費7目交通安全対策費11節需用費の60万円減額は、電気使用料で、主に防犯灯電気使用料の減額が見込まれますので、減額補正をお願いしております。同ページの8目企画費19節負担金、補助及び交付金の減額40万円は、大学による地域活性化事業補助金におきまして実績の見込みがなく減額が見込まれますので減額補正をお願いしております。次に20、21ページをお開き下さい。2款総務費1項総務管理費10目地域振興費8節報償費の減額33万1,000円は自治会長報償費におきまして、世帯数の確定に伴う金額の精算による減額補正をお願いしております。世帯数は平成29年10月1日を基準としておりまして、自治会加入世帯数の報告により1万1,830世帯となっております。19節負担金、補助及び交付金のうち、自治会長研修補助金の減額57万円は、自治会長研修におきまして参加者の確定に伴う金額の精算により、減額補正をお願いしております。参加者数は31名となっております。同じく19節の自治会振興補助金の減額76万5,000円は、自治会振興補助金におきまして、世帯数の

確定に伴う算定金額の精算により減額補正をお願いしております。同じく19節のふるさとづくり推進事業補助金の減額20万円は、補助金におきまして、活動団体の見込み数に伴う補助金額の精算により減額補正をお願いしております。平成29年度は3団体の見込みでございます。25節積立金の6万8,000円は、ふるさとづくり基金運用利息の6万8,375円を基金として積み立てる補正でございます。

次に30、31ページをお開き下さい。9款消防費1項消防費1目非常備消防費18節備品購入費の減額89万9,000円は、一般備品の購入に伴う入札等による減額及び補助金の不採択による予算の減額補正でございます。同じく19節負担金、補助及び交付金の減額656万9,000円は、広域消防事務負担金の平成28年度分の決算額と平成28年度の精算並びに平成29年度予算額を調整しまして、平成29年度分の負担金を確定しております。それに伴いまして減額補正をお願いしております。同ページの4目防災対策費、25節積立金の7,000円は防災基金の運用利息分を基金として積み立てる補正でございます。歳入の合計が減額117万5,000円となり、歳出の合計が減額の1,025万9,000円となっております。

以上が今回の地域安全課所管分として補正をお願いするものでございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

秘書広報課所管分の説明をさせていただきます。予算に関する説明書の18、19ページをお願いします。2款総務費1項総務管理費2目文書広報費11節需用費、印刷製本費になります。189万9,000円を減額しております。こちらが、広報ながよの印刷製本に係る不用見込額を減額しております。以上で秘書広報課所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。

歳入から質疑を受けていきたいと思います。15ページまで。

質疑ありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

11ページの15款の土地貸付収入ということで309万6,000円計上されてますけども、貸付期間というのはどの程度予想してるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

お答えします。貸付の分につきましては1年1年の更新ということで考えておりまし

て、そう長期に渡るものではないということでございます。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

1年1年の継続という形になりますけども、これ突発的に町の問題で契約できない部分とか出てきた場合はどのような対応をされるのかお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

今お貸ししてる分につきましては、全面ということではございませんで、当初から8か月は半分程度ということで、また1月からは面積の縮小を図っておりまして、余りの土地とかがございますので、何かあった時にはそちらの方に停められるというふうに見込んでおります。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。収入、11、13、15、いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

15ページのコミュニティ助成事業費助成金、事業が不採択ということで金額的には60万ということですが、これは、いつの時点で分かったのか、ここだけではないんですけど確定が早ければ早いほど、他に使うことができるんじゃないかという考えの下でちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えします。コミュニティ助成金の採択については、年度当初の4月1日に内示があつてます。今年度不採択でございましたが、減額補正につきましては年度末に統一させていただきますので、今回の3月にて計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

関連するんですが、私の認識ですと各コミュニティごとに事業計画を作って、それを申請して各コミュニティで事業を実施する。その中の何かが、何らかの理由で不採択になったということなのか、もう少し分かりやすく御説明いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

今回のコミュニティ助成事業の60万につきましては、防災の備品を買うようにしておりました。コミュニティ助成事業と各コミュニティの分とは、また別のものになっております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ございましょうか。歳入なかったら今度は歳出に入りますが、最初は19ページからですね。ありませんか。19、21、31。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

企画費の中にありました、19ページですね、2款1項8目の19節の大学による地域活性化事業補助金なのですが、実績なしということなのですがこれは、もともと大学と計画を立てていたんじゃないかと思うのですが、どういった理由で実施ができなかったのか、この辺りをお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

お答えいたします。大学連携事業なのですが、28年度までシーボルト大学で情報映像作成サークルというのがございました。こちらが地域創造学部ということで、28年4月より佐世保校の方に部が丸ごと移転いたしまして、それに伴い新規の学生が、入学がストップになりました。引き続きサークルと連携をとることが非常に難しくなりまして、平成30年より新たに協働を検討できないか、現在模索してるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。31ですね。後は表になります。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

34ページの、文化ホールの館長が再任用になったということで、長与公民館が去年こういう形であったのかなと思うんですけども、人事の確定というのが3月の末ですので、こういうふうな対応じゃないと、致し方ないというのもあるんですけども、今後も人事の関係でこういうふうな状況が続くということなんですか。他に館があるので、職員の再任用で、今後館長等は採用していくとか、お願いをしていくという方向になるのでしょうか。それと併せて、この差額ですよ。館長として雇う場合と再任用として働いていただく場合の給料報酬の差額というのが、ある程度どのくらいなのかを教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

240万の減額でございますけども、こちらの減額の分は生涯学習課で予算を計上しておりました分でございます。再任用となりますと、うちの職員という形になりますので、その分は給料の方から支出の方がされるということでございます。この嘱託と再任用の件でございますけども、年金との継続等々を考慮して、できる限り職員の方を充てていきたいとは考えております。ただ再任用される職員、役場に残ったりもいたしますので、その分足りない分は今までどおりの嘱託職員という形で採用させてもらうという形になっております。差額でございますけども、大体月額20万ということでさせていただいておりますので、計算はしておりませんが、大体同じということでございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

他にありませんか。今のは31ページの1番下にあります報酬が減額になった関連のものもあるようです。他にありませんか。いいですか。

それでは総務部については、これで質疑を終わりたいというふうに思います。

次、企画財政にいきますので、よろしくお願いします。

35分まで休憩します。

（休憩 14時24分～14時33分）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。議案第23号につきまして提案理由の説明を求めます。企画財政部をまとめて審査に入っていきたいと思っております。

最初に、荒木政策企画課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

それでは、よろしくお願いいたします。平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）につきまして政策企画課所管分の主な内容の御説明を申し上げます。

説明書の10、11ページをお開き下さい。まず歳入でございます。15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金のうち、下から2番目の国際交流基金運用収入、こちらが2万円の増額でございます。次に歳出でございます。18、19ページをお開き下さい。2款総務費1項総務管理費8目企画費でございます。13節委託料は公共施設劣化状況調査業務委託料715万1,000円の減額でございます。入札の減による不用額の減額でございます。同じく25節積立金は国際交流基金積立金2万1,000円の増額でございます。29年度の基金利息額2万1,394円を先程御説明申し上げた歳入の利子及び配当金で受け入れ、本節から国際交流基金へ積立てるものがございます。以上が政策企画課分でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

田中財政課長。

**○財政課長（田中一之君）**

それでは財政課所管分を御説明いたします。まず歳入でございますけれども、説明書の6、7ページをお開き下さい。8款1項1目1節地方特例交付金、こちらは交付額の

確定による増額計上でございます。地方特例交付金というのが、個人住民税における住宅借入等特別税額控除、住宅ローン減税ですね。こちらに伴う地方公共団体の減収分を補填する交付金となっております。続きまして10、11ページをお願いいたします。

15款1項2目1節利子及び配当金、こちらの上2つ、財政調整基金運用収入、それと減債基金運用収入、それと下から3番目の土地開発基金運用収入、こちらが財政課所管でございまして、いずれも各基金の運用収入を増額計上しております。続きまして12、13ページの方をお願いいたします。17款2項1目1節財政調整基金繰入金、それと2節減債基金繰入金、こちらは29年度の当初予算において、財源調整のために繰り入れをしていた基金の一部を戻すための減額補正でございます。今回の3月補正による剰余分で、基金の取り崩し予定額を減額するものでございます。次に18款1項1目1節繰越金、こちらは平成28年度からの純繰越金の予算の未計上分を計上いたしております。続いて14、15ページをお願いいたします。19款5項1目1節雑入のうち上から3番目の長崎県市町村振興協会市町村配分金、こちらが財政課所管で、こちらはサマージャンボ、ハロウィンジャンボの宝くじの配分金で額の確定による減額計上でございます。

続きまして、歳出でございます。18、19ページをお願いいたします。2款1項6目25節積立金、こちらは先程歳入で説明をいたしました基金の運用収入等に対する積立金でございます。続きまして26、27ページをお願いいたします。8款1項1目土木総務費19節負担金、補助及び交付金の西彼中央土地開発公社事業費負担金なんです。公社が保有している土地については、毎年度借り替えを行うことで返済期限を延ばしておりますけれども、借入期間中の金利は土地の取得費用として、毎年度、簿価に積み増しされている状況でございます。取得価格と時価評価額、地価の差を広げないために、29年度より事業費負担金という名目で、毎年度、借り替えに発生する金利分、こちらを補填するために今回から計上させていただいている次第です。公社としては、公社保有の土地を早く処分をしたいという気持ちもございますので、平成25年度に経営健全化計画を策定しておりまして、その計画の中で毎年7,500万ほど土地を買い戻していくと、計画的に一般会計の方で公社の用地を買い戻すように計画しております。

続いて32、33ページをお願いいたします。12款1項1目は町債の償還に係る元金の支払見込額による補正でございます。2目利子は前年度借入金利子の支払見込額による補正でございます。前年度の借入金利子とは、平成28年度に発行した地方債に係る29年度分の利子でございます。通常、当該年度の起債については、借入先、借入額の確定が次年度の5月になるため、当初予算時は概算で計上しておいて、利率のおおよその見込みがついた時点で減額補正をしているものです。次に13款1項1目25節積立金、こちらは土地開発基金の運用収入及びビューテラス北陽台にある新図書館建設用地、こちらの方、イオンタウンの従業員の方に駐車場として貸付けをしておりますので、そちらの土地貸付収入を計上いたしております。

最後になりますけれども、ふるさと長与応援寄附金の取り扱いについて、財政課より

簡単に御説明申し上げます。ふるさと長与応援寄附金の増額見込額については、第5号の専決処分でご承認をいただいているところでございますが、今回の第6号補正では、30、31ページの10款1項3目教育振興基金、こちらにおいて、ふるさと長与応援寄附金の基金積立を行っております。金額の方が6,016万3,000円ということで、その内訳については5,000万円が一般会計からの積立です。これは平成27年度に教育関係基金の再編を行った際、それ以降、3回目になるんですけども、5,000万の基金の積立となっております。そして、ふるさと長与応援寄附金からの積立は907万、積立を行っております。それ以外には、中学校寄附金が100万円、あと運用収入が9万3,000円となっております。ふるさと長与応援寄附金を基金へ積立てるのは、今説明をいたしました教育振興基金への907万、こちらのみでございます。残りの寄附金につきましては、全て事業へ充当いたします。最終的には寄附額が確定し、おおむね事業費が確定する3月末の年度完了を待って、寄附者の意向に沿った事業に充当する予定でございます。ふるさと長与応援寄附金の最終確定額、こちらについては平成29年度の決算時において御報告する形となりますので、よろしくお願いいたします。

以上が財政課所管でございます。よろしく御審議の方、お願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

それでは税務課所管分の補正予算について御説明をいたします。補正予算に関する説明書の6、7ページをお開き願います。歳入の1款1項1目個人町民税現年課税分は8,200万円の増額計上、同じく2目法人町民税現年課税分1,000万円の増額計上、2項1目固定資産税8,500万円の増額計上、3項1目軽自動車税現年課税分670万円の増額計上、7項1目都市計画税1,600万円の増額計上でございます。増額の理由ですが、主なものといたしまして、個人町民税は退職所得、それから土地、建物の譲渡所得が伸びたことが挙げられます。また固定資産税、都市計画税につきましては、榎の鼻土地区画整理事業の影響による増と、こういったものが挙げられます。今申し上げた増額の要因の他、町税の全般にわたりまして、いずれも当初の調定見込額に対しまして、実際の調定額が上回り、かつ収納率も前年並みで推移をしているために、収入見込額が増えまして今回の増額の計上をしているところでございます。次に10、11ページをお開き願います。中段の14款3項1目総務費委託金2節徴収費委託金の個人県民税徴収取扱費委託金は504万6,000円を増額計上しております。これは委託金の確定に伴う計上となりますが、増額の要因につきましては、納税義務者数の増加及び本町が支出をしております県民税還付金の受け入れによるものでございます。

次に歳出について御説明をいたします。20、21ページをお願いいたします。中段の2款2項1目税務総務費は、個人県民税徴収取扱費委託金の歳入予算計上に伴う一財から特財への財源組替分も税務課の所管で計上しております。同じく2目賦課徴収費1

3節委託料では住民税データパンチ委託料88万円の減額、これはパンチ項目となる文字数の見直しによりまして契約単価が減少し、これに伴いまして執行見込額の減額による計上でございます。また、評価替に伴う固定資産（土地）評価業務委託料312万5,000円の減額、下落修正に伴う固定資産（土地）評価業務委託料45万円の減額につきましては、いずれも契約執行額の確定に伴う不用額の減額でございます。

続きまして26、27ページをお願いいたします。上段の6款1項5目農地費13節委託料地籍情報化委託料30万円の減額計上でございます。これは年間の土地の合筆、分筆等の異動が当初の見込みより少なかったことに基づく不用額の減額でございます。

税務課の所管分は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。歳入についてです。15ページまで。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

6、7ページの固定資産税と都市計画税ですけども、榎の鼻の造成、ここの開発に関わるものかどうかということですが、今なんですか、これ。1月1日時点の所有者とかに課税なんだろうけど、29年の1月1日ということに理解してよろしいんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

こちらの今回の補正予算で計上しているのは29年度予算になります。29年1月1日現在の所有者に対する課税分ということで御理解をお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そうしたら28年度中に契約がなされた土地については、建物についてはその後でしょうけど、そういう理解ですかね。そこら辺の契約日とかはちゃんと掴んでおられるんですかね。私がちょっと心配するのは、区画整理でするので登記が上がりわけですよ。だから組合と、例えばイオンならイオン、この契約日をもって所有者が変わったという判断になるかと思うんですよ。そうすると28年度中にやられたのか、その前の年にやられたのかというのが私どもちょっと分からんものですから、この税額でいけば8,500万と1,600万ぐらいなんですけども、元に戻せば50億とか60億ぐらいの評価額の話になってきますので、相当大きな額のものが28年度中に全てやられたのか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

今回、増額している固定資産税8,500万という計上、これ全額が榎の鼻に係るものではないということが1点でございます。やはり当初予算を策定する中では、どうしても歳入超過を起こさないために過少に見積もりを行う中での、その中に榎の鼻も入っていると。榎の鼻の分の課税に当たっては、もちろん登記が上がってないものがありますが、要は保留地台帳との確認をして、供用開始がなされた時点から、もちろん課税を行っております。それから、当初予算の策定の時期が、実は10月11月ぐらいの総評価見込みを基にやっております、その後年末にかけて家屋が建築されるとか、土地が動く、こういったことも想定されますので、当初予算の中で見込めてなかったものがあると。もちろん、課税をいつからしたという話になると、明確なお答えができませんが、課税できる年には全て行っております。イオンをはじめですね。以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に。歳入ありませんか。いいですか。そしたら、歳出に行きたいと思います。33ページまでですね。19ページからいいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お疲れ様でした。

次は住民福祉部。

3時5分まで休憩します。

(休憩 14時52分～15時05分)

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。議案第23号補正予算につきまして、住民福祉部の審査に入っていきたいと思います。部単位に行いますので、住民環境課長から福祉課長、子ども政策課長がそれぞれ説明をいただいて、歳入を質疑を受けて、その後歳出を質疑をするということで進めてまいりますので、よろしく願いをしたいと思います。

栗山住民環境課長。

**○住民環境課長（栗山浩二君）**

それでは平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）、住民環境課所管分について御説明をいたします。補正予算に関する説明書の6、7ページをお願いいたします。一番下段の11款1項2目2節清掃費負担金ですが、長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金でございます。再任用の派遣職員1名増員に伴う増額でございます。

8、9ページをお願いいたします。中ほどの13款2項3目清掃費補助金2節循環型社会形成推進交付金でございます。これは浄化槽設置数の予定数が実際には減になりまして、31万2,000円の国庫補助金を減額補正計上いたしております。下段の方の14款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金でございます。こちらも国の補助と同様に、31万2,000円の県補助金を減額補正しております。次のページをお願いいたします。中ほどの14款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金の市町村権限移譲分等交付金、パスポートの分ですが、交付額決定に伴う増額の計上をい

たしております。同じく14款3項3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金でございます。権限移譲交付金の交付額決定により、墓地に関するものがマイナス1,000円、公害に関するものが26万9,000円増額計上いたしております。14、15ページをお願いいたします。1番上段の19款5項1目雑入1節雑入についてですが、過年度長与・時津環境施設組合負担金の精算金が2,335万7,000円でございます。これは組合の決算における剰余金を精算金として受け入れるものでございます。

次に歳出の方に移ります。20、21ページをお願いいたします。下の方の2款3項1目13節委託金の戸籍総合システム保守料ですが、戸籍システムの保守契約の中で費用が発生しなかった分についての減額でございます。

次に24、25ページをお願いいたします。4款1項5目13節委託料、水質調査委託料については入札による減額でございます。次の18節備品購入費についてですが、コンポスト跡地のガス濃度の測定用として購入をするものです。こちらについては30年度、業者に定期的な測定をしていただく予定にしておりますが、職員によって定期的に、間隔を狭めてガス濃度等の測定を行いたいということで補正をさせていただいております。次の19節負担金、補助及び交付金については、浄化槽設置件数の変更に伴い減額するものです。次の7目省エネルギー対策費の8節報償費についてですが、講師派遣費を減額しております。有償での派遣等と無償の派遣等もあるんですが、今年度は県の方の無償の派遣事業を利用しましたので減額でございます。次に4款2項1目清掃総務費については、組合への派遣職員の増員分の給与の精算に伴い、一般財源から特定財源のその他を財源とする組替えをお示ししたものでございます。次に4款2項2目13節委託料でございます。ごみ収集委託料の入札減による減額でございます。次に19節負担金、補助及び交付金については、長与・時津環境施設組合の負担金について交付税措置分の確定に伴う減額でございます。次に4款2項3目13節委託料でございます。し尿収集委託料分についての入札減による減額でございます。

以上が住民環境課所管分の補正予算でございます。よろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

続きまして細田福祉課長。

#### ○福祉課長（細田愛二君）

それでは、平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）の福祉課所管分につきまして御説明をいたします。今回の補正につきましては、障害者自立支援給付費に関するものと寄附金、そして社会福祉協議会運営補助金などが主なものとなっております。

まず歳入でございますけれども、説明書の8、9ページをお開き願います。まず13款1項1目1節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金3,120万9,000円を増額するものでございます。これは障害者福祉サービスの自立支援給付費の増額見込みに伴う国庫補助金の増額分で、国庫負担率は2分の1となっております。続きまして、14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、障害者自立支援給付費負担金1,5

60万4,000円が福祉課所管分でございます。こちらも国庫負担金と同様、自立支援給付費の増額見込みに伴う増額補正で県費の負担率は4分の1となっております。

続きまして10、11ページをお開き願います。14款3項2目1節社会福祉費委託金の市町村権限移譲等交付金の障害者分11万4,000円でございますが、こちらは障害者手帳の交付事務等に係る権限移譲交付金の実績により増額補正でございます。続きまして、15款1項2目1節利子及び配当金のうち、上から4番目の地域福祉ボランティア基金運用収入6万1,000円が福祉課所管でございます。

続きまして12、13ページをお開き願います。16款1項3目1節社会福祉費寄附金は、長崎バリアフリーサークルAmi様より、イベントを開催した際に集められた募金を本町の障害児のためにということで御寄附をいただいたものでございます。なお、この寄附金につきましては、こども政策課が所管をしておりますひばり学級の備品購入の一部に充当させていただくようにしております。

続きまして、歳出の方に移らせていただきます。20、21ページをお開き願います。1番下の方の3款1項1目19節負担金、補助及び交付金の長与町社会福祉協議会運営補助金でございますが、こちらは例年運行実績により社協バスの補助と社会福祉協議会職員の人事院勧告による給与増額分を計上しているところでございますけれども、今年度は補助対象職員の中に中途退職者が出ましたことから、その職員交代までの間の人件費の減額によりまして、合計としましては72万1,000円を減額計上するものでございます。内訳としましては、社協バスに係る補助金増額分が157万6,000円、そして、人勤により給与増額分が26万2,000円、そして中途退職に伴います人件費の減額分が251万8,000円となっております。

続きまして、22、23ページをお開き願います。3款1項2目12節役務費の自立支援給付費支払事務手数料15万7,000円は、給付件数の増加見込みに伴う増額計上でございます。同じく20節扶助費の自立支援給付費6,241万9,000円は、生活介護と就労系サービスの給付が、当初見込みよりも大幅に増えておりまして、今後の給付額を見込んでの増額補正ということでございます。続きまして、3款3項1目8節報償費の長寿者敬老祝金46万円につきましては、こちらは支給実績による減額計上でございます。同じく19節負担金、補助及び交付金の入浴施設等利用補助金200万円につきましては、こちらは利用見込みの減少に伴う減額計上でございます。

以上が今回の補正内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

福祉課が終わりました。森川部長からこども政策課の説明を求めます。

森川部長。

#### ○住民福祉部長（森川寛子君）

こども政策課所管について説明をさせていただきます。こども政策課がただいま会計検査を受けておりますので、私の方から説明をさせていただきます。

歳出につきまして、22、23ページをお開き下さい。3款1項2目障害者福祉費の18節備品購入費、ひばり学級備品購入費6万7,000円がこども政策課所管分となります。これにつきましては先程福祉課の方からも説明がありましたが、社会福祉費寄附金の部分で、寄附者の方が障害児のために利用して欲しいという御意向をいただきましたので、ひばり学級の備品としてフリーパーテーション、ちょっと仕切りをするような、そういうフリーパーテーションを1セット購入させていただきたいと思ひまして、寄附金の一部を充当させていただき、計上させていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

住民福祉部の説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思ひます。

質疑はありませんか。歳入、6、7ページから、ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

9ページの障害者自立支援給付費負担金ということで、これは国それから県の方でも負担金の増があつて、見込みの増だという御説明がありましたが、これは当初見込みでいたものよりも増になった要因というのが、申請が単に想定よりも多かつたのか、それとも他の何らかの理由があつたのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

増額の見込みなんですけども、当初見込んでた額も実際ちょっと見込みが薄かつたのかもしれないんですが、要因の1つとしましては就労系のサービスが町内に1か所増えたことがございます。それと3月からなるんですけれども、これも生活介護のサービスを行う事業所が1事業所増えたということもあつまして、就労系のサービスと生活介護のサービスの方が給付費が上がつてきているというのが要因の1つでございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

歳出にいきます。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

21ページの1番最後のところで社会福祉協議会運営補助金。この中でマイナスの要因で退職者が出たということなんですけど、この退職者が出たということによって、社協の運営といいますか、事業に影響は出ないのかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

中途退職者の方につきましては、4月に入って4月の1か月のみ仕事をされて、4月

未付で退職をされたわけなんですけども、それから次の職員が入ってきたのが11月1日からということで、約半年間空きの状態ではあったんですが、その分につきましては、他の職員とあと臨時職員等でカバーをしていたということでございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですか。

歳入歳出併せて質疑ありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

歳出の25ページのところで、4款1項5目浄化槽設置整備事業補助金の設置件数の変更による減額補正ということですが、予定されていた件数と実際の件数を教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

この予定数に関しましては、いつも前年度末までに予定を集計と言いますか、作るだろうという予定を集計して、予定額で上げております。ただし実際予定をしていたけども、ずらすとか、もしくは他のやつに替えるとか、住宅を建てるのを延期する、様々な理由があります。それで増加したり減少したりするんですけども、4台の予定が2台に変更になったための減額でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

その上の一般備品購入費の17万ですか、コンポストのガス濃度の測定器、これは恐らく、今までは町の方には無かった物を購入されたということで認識するんですけど、これは1台ということでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

ポータブル型のモニターというのを1台購入する予定でございます。こういったガス検知器というのは、長与町には今までございませんでした。補足です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程の質疑の中で浄化槽の設置整備が4台予定してたものが2台だったということで

すが、これはどこの地区を予定してた分になるのか分かりますでしょうか。

長谷係長。

**○係長（長谷裕志君）**

浄化槽は、まず岡郷の方に2基ほど相談がございまして、それから平木場と本川内の方で御相談があったものです。岡郷の方が2基減って、本川内と平木場の方では1基ずつ設置をしております。

**○委員長（岩永政則委員）**

いいですか。他に質疑ありませんか。

それでは質疑なしと認めます。これで住民福祉部を終わります。お疲れ様でした。

3時40分まで休憩いたします。

（休憩 15時29分～15時36分）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開をいたしますが、予算から議案に変わりますけれどもよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

**○総務課長（山本昭彦君）**

それでは、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。今回の改正は、特別職の職員で非常勤のものについて、任用状況により通勤費用相当分の費用弁償を職員の通勤手当の例により支給することとする他、保育専門員の報酬額について月額16万7,500円を月額18万円に見直しを行うことにより処遇の改善を図るもので、また別表、町長の部の介護保険専門員を介護保険専門員Ⅰと改める他、介護保険専門員Ⅱを追加いたしまして、こちら新たに時間額1,220円で支給するものとして追加をさせていただきます。その他、先程、附属機関の方の条例で話をさせていただきました長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会、委員長が月額7,400円、委員が7,000円の報酬額を新たに追加するものでございます。施行期日につきましては平成30年4月1日とするものでございます。御審査のほどよろしくお願いをいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、介護保険員のⅡ、これ

時間額で1,220円というふうに、今回、提案がなされていますが、この時間額というのが定められた特別職で非常勤の職というのは、この介護保険専門員だけなんではないか。他にも何かこういうふうな雇用の形態というのがあるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

介護支援専門員Ⅱということで、今回時間割の1,220円ということでお願いしてるところなんですけども、昨年同じように包括支援センター専門員Ⅲということで、時間額を設定してる分がございませう。

○委員長（岩永政則委員）

ちょっと気づきなんですけど、附属機関の設置の時に喜々津委員から指摘があったんですけど、この議案書の3枚目、長与町避難行動支援連絡協議会の委員長としてますが、会長じゃないかということなんですけど、これでいいんですか。山口課長、これは訂正をしないとんでもいいんですかね。気づきです。

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいま御指摘をいただいております件につきましては、委員長に修正したいと思えます。規則案の方ですね、資料として提出いたしました規則案の方を委員長に修正させていただきます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

皆さん、そういうことです。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

いっぺん出したのでね、そう簡単にはと思うんですけど、他に例えばこの附属機関がどういうものがあるか、それをずっと調べても、協議会と名前のついたのに会長はおるけれども委員長というのは基本的にない。だから協議会会長というのが適切じゃないかと言ったんですけど、それでも規則の方が間違っただけということで、別に問題はなかろうと思うけども、普通、協議会といったら協議会会長ですよ。だから、いやそれでも委員長でいくんだという理由をもういっぺんお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

協議会という名前で委員長という名称ということでございませうけども、他にも長与町在宅医療介護連絡協議会ということで委員長ということもございませうし、図書館協議会、スポーツ振興審議会、そういうふうなところでも委員長というのを使ってることもございませう。委員長、会長につきましては特段規定というのは無いということで私達は判断し

ております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

それでは、他に質疑がないようでございますから、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

5分まで休憩します。

（休憩 15時48分～15時54分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。議案第23号補正予算であります、ただいまから健康保健部の審査に入ります。

健康保険課長、説明を求めます。

○健康保険課長（志田純子君）

皆さんこんにちは。ただいまから健康保険課所管につきまして、長与町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書により説明いたします。

まず歳入について御説明いたします。説明書の8、9ページをお開き下さい。14款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金は後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定されましたので66万1,000円を補正いたします。

続きまして歳出の説明をいたします。22、23ページをお開き下さい。3款3項1目国民健康保険費28節繰出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定しましたので88万2,000円を補正いたします。次に24、25ページをお開き下さい。4款1項2目感染症予防費13節委託料は、11月下旬までの高齢者インフルエンザ接種者数及び高齢者肺炎球菌接種者数の実績を勘案し154万円減額しております。同じく4款1項4目健康増進費13節委託料、1,060万3,000円を減額しております。

原因といたしまして、乳がん、子宮がんの実施期間を2年に1回にしたことと、視触診のみの検診も中止にしたことが大きく繋がっております。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。歳入歳出併せてですね。いいですか。9ページ、23ページ、25ページですね。いいですか。

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お疲れ様でした。

16時10分まで休憩します。

（休憩 15時58分～16時09分）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。議案第23号一般会計補正予算（第6号）でありますけれども、ただいまから建設産業部の審査を行います。

審査の方法としては、産業振興課から土木管理課、それから都市計画課の順に説明を順次していただく。そして質疑は歳入の質疑を受けて、その後に歳出を受けていく。こういう順序でいきますので、よろしくをお願いをいたしたいと思います。

それでは最初に中嶋課長。

**○産業振興課長（中嶋敏純君）**

それでは平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）産業振興課所管分につきまして御説明をいたします。早速ですけど事項別明細書により説明をさせていただきます。

8、9ページをお開き願います。14款県支出金1項3目農林水産業費負担金1節林業費県負担金の森林整備地域活動支援交付金、24万円の減額でございます。これは平成28年度から実施をいたしております5か年計画になりますけれども、南部森林組合によります町内の森林におきまして効率的な林業生産を図るため、間伐の実施計画並びに作業道等の整備計画など、それに必要な調査17ヘクタールと作業委託と申しまして3ヘクタールを実施いたしておりますけれども、この事業内容、メニューの見直しがございます。この中に森林内の境界の明確化作業というのがございますけれども、これを今年度はされないということでございまして、減額ということになっております。続きまして、このページの1番下になりますけれども、14款県支出金2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金でございます。ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の50万1,000円の減額でございます。これにつきましては、ワイヤーメッシュ柵購入費補助によります国からの補助金ということでございますけれども、内示額が当初118万8,000円を要望いたしておったんですけれども、結果的に68万7,000円ということでございまして、50万1,000円の減額補正ということになっております。続きまして10、11ページをお開き願います。14款県支出金3項委託金

でございます。これは3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金の3行目になります市町村権限移譲委託金の鳥獣捕獲の4万1,000円、それから4目農林水産業費委託金1節農業費委託金の1万5,000円、この2つが産業振興課所管分の委託金の確定分となっております。以上が歳入でございます。

次に歳出をお願いいたします。24、25ページをお開き願います。6款農林水産業費1項2目農業総務費の財源組替でございますけれども、これにつきましては市町村権限移譲交付金の再任に伴います財源組替となっております。同じく3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金のブランド商品生産対策事業補助金の41万5,000円でございます。それから長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金の140万の同じく減額になっておりますけれども、これにつきましてはそれぞれ事業量が確定したことに伴います減額補正ということになっております。次にながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の50万1,000円の減額は、先程歳入で御説明申し上げましたとおり内示額の不足に伴います減額補正ということになっております。以上、19節負担金、補助及び交付金、合計で231万6,000円の減額補正となっております。

次に26、27ページをお開き願います。同じく2項林業費1目林業総務費19節負担金、補助及び交付金の森林整備地域活動支援交付金の32万円の減額でございます。こちらも歳入で御説明を申し上げましたとおり、実施メニューの削減ということで国2分の1と県町各4分の1の交付金合計額の減額となっております。続きまして7款商工費1項1目商工振興費19節負担金、補助及び交付金でございます。1行目の信用保証料補給補助金の211万6,000円の減額は、借り入れに対します信用保証料の実績に伴います減額ということになっておりまして、現在借り入れされている件数は39件、借入額が4,215万8,400円ということになっておりまして、実績に伴います減額補正ということになっております。次に2行目の小規模企業振興資金利子補給補助金の47万8,000円、それから3行目の小規模企業創業支援資金利子補給補助金の31万9,000円は、いずれも借り入れに対する利子補給の実績に伴います減額ということになっております。以上が、産業振興所管分でございます。御審議のほどお願いをいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

日名子土木管理課長。

**○土木管理課長（日名子達也君）**

それでは土木管理課所管分につきまして御説明を申し上げます。長与町一般会計補正予算書の6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費、1番上の段で8款土木費2項道路橋梁費、事業名が橋梁維持事業でございます。金額が1,600万円、これにつきましては本川内郷の山手橋架替工事におきまして、付近住民の方々と工期の調整を行いまして、今回梅雨までの間に工期を終えるということで調整が整いましたので、今回繰り越しを行うものでございます。

続きまして歳入でございますが、事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。説明書の8、9ページをお願いいたします。13款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金9,100万3,000円の減額補正でございます。内訳でございますが、3つの補助金とも交付決定による減額補正でございます。続きまして4節住宅費補助金は197万9,000円の減額補正でございます。内訳でございますが、住宅・建築物アスベスト改修補助金は申請が無く25万円の減額補正、住宅・建築物耐震改修事業補助金につきましては実績に伴い117万1,000円の減額補正、公営住宅等ストック総合改善事業補助金は岡岬公営住宅修繕に伴う補助金でございまして、交付決定による31万8,000円の減額補正、空き家再生等推進事業補助金は実績に伴い24万円の減額補正となっております。続きまして10、11ページをお願いいたします。14款2項6目土木費県補助金1節住宅費補助金71万5,000円でございますが、これにつきましては長崎県建築物耐震化事業補助金及び長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業補助金につきましては、実績に伴いまして減額補正となっております。続きまして3項6目土木費委託金1節土木費委託金1万1,000円の増額補正、それと2節港湾費委託金、市町村権限移譲等交付金、これは352万1,000円の増額補正でございます。これは実績に伴いまして増額をするものでございます。

続きましてちょっと飛びまして14、15ページをお願いいたします。20款1項2目土木債1節道路橋梁事業債5,560万の減額補正でございますが、道路維持補修事業充当起債で国庫補助金等の交付決定減額等に伴う起債額の減額補正でございます。

次に歳出でございますが、26、27ページをお願いいたします。1番下の8款2項2目道路維持費13節委託料は交付決定による188万の減額補正でございます。15節工事請負費は交付決定による1億4,163万8,000円の減額補正でございます。その下、4目橋梁維持費13節委託料は1,194万1,000円の減額補正でございます。これにつきましても交付決定による減額でございます。28、29ページでございます。8款4項1目港湾整備費19節負担金、補助及び交付金でございますが、長与港改修事業地元負担金45万円の増額補正を計上いたしております。続きまして8款6項1目公営住宅管理費は31万8,000円の財源組替でございます。2目安全・安心住まいづくり支援事業費13節委託料は6万1,000円の減額補正でございますが、これにつきましては実績に伴いまして補正するものでございます。その下19節負担金、補助及び交付金の289万につきましては実績に伴う減額補正でございます。続きまして、その下6項4目空き家対策費の24万円につきましては財源組替でございます。

以上が土木管理課所管でございます。よろしくをお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

続きまして、松邨建設産業部理事。

**○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）**

それでは長与町一般会計補正予算、都市計画課所管分について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の6ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございます。8款5項都市計画費長与町土地区画整理事業特別会計繰出金3億1,179万8,000円でございますが、主なものとして高田南土地区画整理事業における工事の遅れによるもの3件、その他として建物移転補償でございます。その下、西高田線街路事業7,739万8,000円で未契約分でございます。これは北陽台高校入口付近の用地買収及び物件移転補償等の未契約繰越でございます。続きまして7ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正でございます。上段の長与町ふれあいセンター等整備事業でございますが、期間を平成30年度から平成34年度とし、限度額を6億5,807万5,000円とするものでございます。下段の高田南土地区画整理事業でございますが、期間を平成30年度から平成34年度とし、限度額を4億4,502万5,000円とするものでございます。次に8ページをお開き願います。第4表地方債補正でございます。2段目の土地区画整理事業の補正後2億9,890万円と下段の街路事業補正3,700万円につきましては、国庫補助金の内示減に伴う起債借入分の減額補正でございます。

9ページをお開き願います。市街地整備総合交付金事業の廃止につきましては、今年度予定しておりました高田越トンネル上部付近の、仮称でございますけれども道の尾中央公園の設計業務を来年度に行うため、今年度は借り入れしないために廃止させていただいております。

次に長与町一般会計補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。8、9ページをお開き願います。歳入でございます。13款2項4目2節都市計画費補助金は活力創出基盤整備総合交付金の1,100万円の減額補正でございます。これは都市計画道路西高田線における国庫補助金の内示減に伴うものでございます。その下、3節市街地整備総合交付金の公園整備事業費交付金200万円の減額でございますが、これも先程御説明申し上げた高田越トンネル上部の付近の道の尾中央公園の設計業務において、高田南土地区画整理事業との工程調整に時間を要したこと、また業務の発注に係る見積もりを徴収したところ、当初の予想以上に委託費が必要となる見込みとなったため来年度に行うものとするためでございます。続きまして12、13ページをお開き願います。

17款繰入金1項3目1節土地区画整理事業特別会計繰入金で1,543万4,000円の増額補正でございます。これは高田南地区の保留地処分金を特別会計から繰り入れするものでございます。14、15ページをお開き願います。20款町債1項2目2節都市計画事業債の6,950万円の減額でございますが、説明欄にある土地区画整理事業充当起債5,700万円と街路事業充当起債1,250万円の減額でございます。土地区画整理事業充当起債の5,700万の減額については補助金の内示減に伴うものでございます。街路事業充当起債の1,250万円の減額でございますけれども、これは西高田線街路事業に係る国庫補助金の内示減に伴うものと吉無田三根線の県事業費の変更による減額分でございます。続きまして20款1項2目3節市街地整備総合交付金事業債の270万円の減額につきましては、高田越トンネル上部付近の道の尾中央公園、これ

の設計業務を来年に行うために減額補正するものでございます。

続きまして歳出でございます。28、29ページをお開き願います。8款5項1目13節委託料174万9,000円の減額補正でございますが、これは長与町都市計画基本図修正業務委託の委託料が確定いたしましたので減額補正するものでございます。その下8款5項2目17節公有財産購入費3,268万1,000円でございますが、これは高田南土地地区画整理事業地内にある西彼中央土地開発公社で先行取得していた用地の買戻し分でございます。次に8款5項2目28節繰出金6,325万円の減額補正でございますが、これは高田南土地地区画整理事業の国庫補助金、内示減に伴う補助裏負担分の減額補正でございます。次に8款5項4目12節役務費、土地鑑定手数料100万円の減額補正でございますが、これは都市計画道路西高田線の用地買収に際しまして、都市計画の変更や土地評価に関する基準の改定により、標準地の価格だけではなく各買収予定地の批准率など想定以上の事項について見直しを行う必要が生じ、総合的な業務となるため、委託料の中でこの業務を行うこととしたため、この節を減額するものでございます。次に8款5項4目17節公有財産購入費1,043万7,000円でございますが、これは都市計画道路西高田線高田踏切付近にある西彼土地開発公社所有の用地購入費として、現行予算にプラスする形で増額補正をお願いするものであります。次に8款5項4目19節負担金、補助及び交付金1,280万円の減額補正でございますが、これは県事業の吉無田三根線の事業費の変更に伴う負担金の減額でございます。次に8款5項4目22節補償、補填及び賠償金2,000万円の減額補正でございますが、これは13款2項4目2節で御説明申し上げた街路事業西高田線の国庫補助金の内示減に伴うものでございます。次に8款5項5目13節委託料500万円の減額補正でございますが、これは13款2項4目3節で御説明申し上げた高田越トンネル上部付近の道の尾中央公園の設計業務を来年度に行うために減額補正をするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは説明が終わりましたので、ただいまから質疑を行いたいと思います。

歳入についての質疑はありませんか。繰越明許、それから債務負担行為ですね。地方債補正、その辺りも都市計画があったようでございます。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

9ページの農林水産業費補助金でながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、ワイヤーメッシュの分で118万が68万円に減額という内示があったということですが、もう少し詳しく、かなり大きく金額が減というような決定がされた。ここはどういった要因でそういうふうになったのかお願いします。

**○委員長（岩永政則委員）**

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

すみません。はっきりと申し上げまして、その原因というのは掴んでおらないわけですが、多分やはりワイヤーメッシュ柵を要望された市町が、やはり多く要望された結果、やはり国からの内示がつかなかったというふうに私の方で判断しているところです。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そうなりますと町としても予定してた部分はその分施工ができなくなるわけで、この影響というのが、例えば特定の地域にその分が影響として出たものか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

確におっしゃいますとおり、予定では2キロ予定しておりまして、結果的にできたのが約1.4キロくらいで、0.6キロが不足した状態になっております。場所的にはそういう地区があって、また来年度に要望という形になろうかと思うんですけども、そういう影響が無いように地元の方で囲む範囲をちょっと縮小して囲んでしまおうとか、そういう形をとっていただいております。結果的には足らなかったんですけども、現場としては来年も要望という形をしていただくというふうに思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程農林の部分での内示減だったんですが、もう1つ、土木管理課の所管の方でもかなりの箇所での交付決定による減という御説明があったんですが、これもやっぱり何か全国的な要望に国、県辺りの予算が対応が難しくそういう形になったのか、そこの辺り何か要因が分かれば御説明いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

今回、土木の道路橋梁費補助金で約9,100万の減額となっております。国費ベースですね。それで国の方の補助の方は要望をしたんですが、国の方から交付決定は来なかったということで、各市町とも各県ともやはりそれぐらいのパーセントでの内示率というところで、安全で快適な地域社会、道路橋梁、それと通学路に関しましては、各県ともそのベースでいっているというところがございます。ですから各県ともそうですので、他の事業にはもうちょっとパーセントが付いてるところもあるんですけども、こ

の事業ではこれが普通のベースだということ考えてるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは歳出に入りたいと思いますが、質疑ありませんか。25ページからですね。  
浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程交付決定、国費が減になったということで、それは当然町の事業費に影響がされてるんでしょうけども、8款2項道路維持費とか見ますと、工事請負費で1億4,000万とか交付決定による減額ということで計上がされておるんですが、この交付決定の減額によって、事業費ベースで、管理課所管分だけで結構ですけども、どれくらい今年影響があったのか教えていただければ。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。26、27ページの8款2項道路維持費15節工事請負費、これが約1億4,100万、この分が事業費として落ちてるものですから、この金額が元々の当初の予定よりも落ちたというところでお考えいただければと、そのように考えているところです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

歳入で9,100万円減額、国庫支出金。これに見合う分の事業費が幾らになるかというのをちょっとお尋ねしてるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。9,100万が約50%の補助率もあれば55%補助率もあります。それと45%の分もありますので一概に言えんとですけども、それに伴って裏負担分も含めた分を減額というふうになっておりますが、今回全部落としてしまえば、もうちょっと落ちるんですけども、やはり道路維持をしなければならぬので約1,000万ほどは単費を次ぎ込ませていただいたというところもでございます。この前、御質問で1年間に800件ぐらい御指導があるんですよと言いましたけども、それについては全てやらばいかん所でございますので、それについては予算をいただいてその分については全てやっていってると、できる所はやっているというところでございますので、9,100万の裏負担も含めて1,400万、しかし若干単費の分は入れさせていただいてるところでございます。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

分かりましたかね。いいですか。他に質疑ありませんか。いいですか。

それでは他に質疑がないようでございますから、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。どうもお疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩を閉じて委員会を行いたいと思いますが、本日の審査は以上をもって終了したいというふうに思います。それともう1点、皆さん方の手持ちの日程の中に、記録を残すために確認をしたいと思うんです。20日に所管事務調査を行いたいということで考えておりますが異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは午前9時半から所管事務調査を行うことに決定したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をして、日程に追加をお願いをしたいというふうに思います。

今、浦川委員からちょっと発言がありました。議会事務局が明日は忙しいんじゃないかという心配の言葉もあったんですが、今からしても悪くはない訳なんですけども、今日終わりますかね。課長の動向をちょっと聞きますので暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。議案第23号一般会計補正予算（第6号）の件を議題としますが、議会事務局の審査をただいまから行いたいというふうに思います。

富永課長、説明を求めます。

**○議事課長（富永正彦君）**

それでは第6号補正予算につきまして説明書の18、19ページをお開き願います。

1款1項1目議会費の方でございますけども、3節の職員手当等でございますが、御承知のとおり議員の期末手当がアップしたことに伴いまして3.15月に変わりましたので、その分の不足額といたしまして26万7,748円でございますけども、予算要求としては26万8,000円を計上をいたしております。次に旅費の費用弁償の方でございますけども、これまでの実績を含めまして、今後の委員会、今回の定例会等の予定の日数を含めたところで執行残として213万5,000円は落とせるということで、今回この金額を計上をいたしております。需用費の方の印刷製本費になりますが、こちらの方は議会だよりの印刷製本費になりますが、こちらの方は執行残でこれだけは残るところで56万1,000円を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは説明が終わりましたので質疑を受けます。質疑はありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

例年費用弁償720～730万予算を組んでおるんですが、実績が500何十万で大体推移をしている。しかし、どういう理由か分かりませんが平成24年度からの実績をずっと見てみると、毎年下がってきとるわけですね。議員が勉強しよらんと、研修をしよらんとということに繋がってくるように言われるのも癪ですので、やはり我々実績管理というのがなかなか数字として追いかけることはできませんので、こういう場合のやり方として、例えば議会事務局と議長との間で予算の進捗状況はこうですよという話なんかはされないのかお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

予算の実績等々について議長の方と数字的なもののお話をするというふうに理解をしますが、現実的にはその実績等々についての話はしていないのが現状でございます。何で実績が落ちてきているのかというのは、過去の分を全て精査をしないと私の方からは今この場で答弁できる立場ではございませんけれども、傾向といたしましては定例会等ですね、あと開会中、閉会中の委員会審査辺りを日程を重ねることによって費用弁償を抑えてきているというのは実際にあることかということと考えております。あとは委員研修の方につきましても、私が引き継ぎを受けた段階では1人10万円というラインがあるんだよということで受けておりますけれども、その範囲の中でやっていただいて、その執行残、内々で収めていただいている執行残によって、これだけの金額が不用額として上がってくるということで理解をしているところです。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私も29年度はかなり特別委員会から何から委員会を開催した。しかし、今課長が言われるように大体同じ時に委員会を重ねてやろうと、費用弁償をなるべく抑えようという、議会としては努力をしたと思っておりますが、私とすればやっぱりこの費用弁償として予算をそれぞれ本会議、委員会、所管事務調査、組んだ上でトータルとして、例えば29年度は727万円予算を組んだわけですね。その内訳としてどの部分が費用弁償の減額の大きな要因になったのかというのは分かりますか。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

何円というところまでは分かりません。大体のイメージでございますけども、1番金額的に執行残が多いのは、やはり議員の研修旅費でございます。29年度についてはまず議長が行かれなかったというのが、そこで10万20万というふうな形で浮いてまいります。特別委員会の話が先程出ましたが、確かに報酬等の委員会等も他の委員会と日にちを合わせていただくことによって、その分については膨らむということを抑えていただいたということで非常に感謝をしているところです。うちの場合、まず予算を組む時でございますが、定例会の日数を、まず予備日と言いますか、予算の計上上は1日、2日、多目に取ります。会期は実際そこまでならないですけども、延びてしまった時にその分の費用負担が出てまいりますので、その分は全て。委員会の回数についても、定例会の会期が増えますと委員会日数が増えますから、それを加味して予算計上しておりますので、どうしても執行残という形に実際はなってくるということで考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本日はこれをもって閉会といたします。以上です。

明日の委員会は9時半から教育委員会を最初に、補正を行っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

（散会 17時00分）